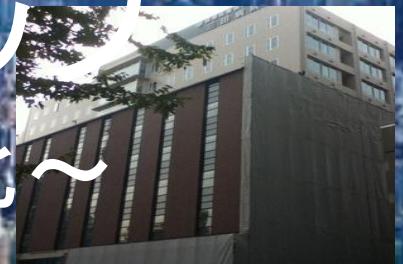




# 2025年へのロードマップ

## ～診療報酬改定と病床機能分化～



国際医療福祉大学大学院教授  
参議院厚生労働委員会調査室客員調査員  
武藤正樹



国際医療福祉大学三田病院  
2012年2月新装オープン



# 目次

- パート1
  - 社会保障・税の一体改革と国民会議
- パート2
  - 病床機能報告制度と次期医療計画見直し
- パート3
  - 2014年診療報酬改定と入院病床の機能分化
- パート4
  - 地域包括ケアシステムと在宅医療の強化



# パート1

## 社会保障・税の一体改革と 国民会議



2025年へ向けて、医療・介護のグランドデザインの議論  
社会保障制度改革国民会議(会長 清家慶応義塾大学学長)  
が2012年11月30日から始まった

# 社会保障・税一体改革(8月10日)

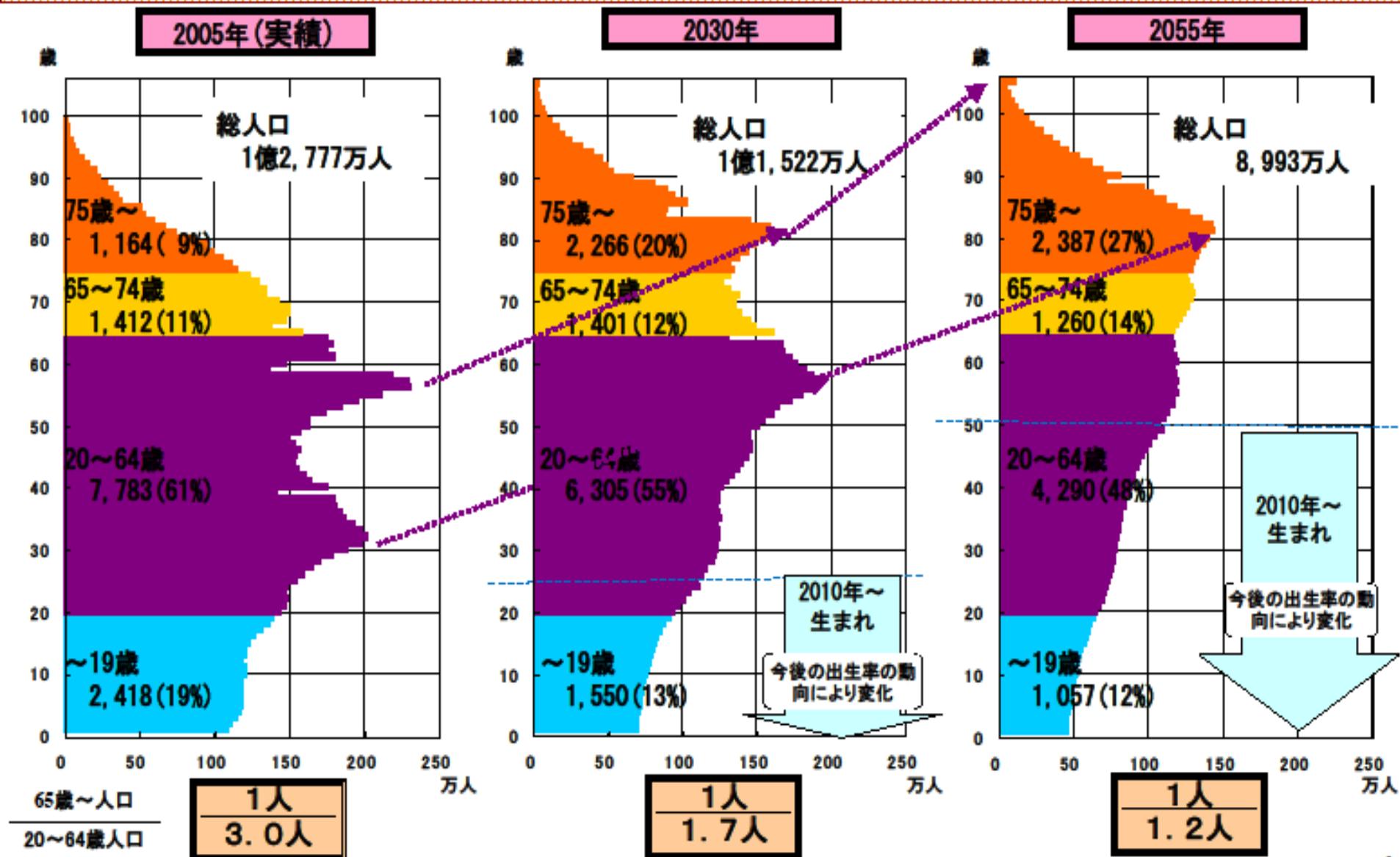
- 8月10日に社会保障と税の一体改革関連法案が参院本会議で賛成多数で可決された。
- 現在5%の消費税率を14年4月に8%、15年10月に10%に引き上げることなどを盛り込んだ。
- その背景は…  
団塊世代の高齢化と、激増する社会保障給付費問題



2012年8月10日、参議院を通過

# 人口ピラミッドの変化(2005, 2030, 2055) - 平成18年中位推計 -

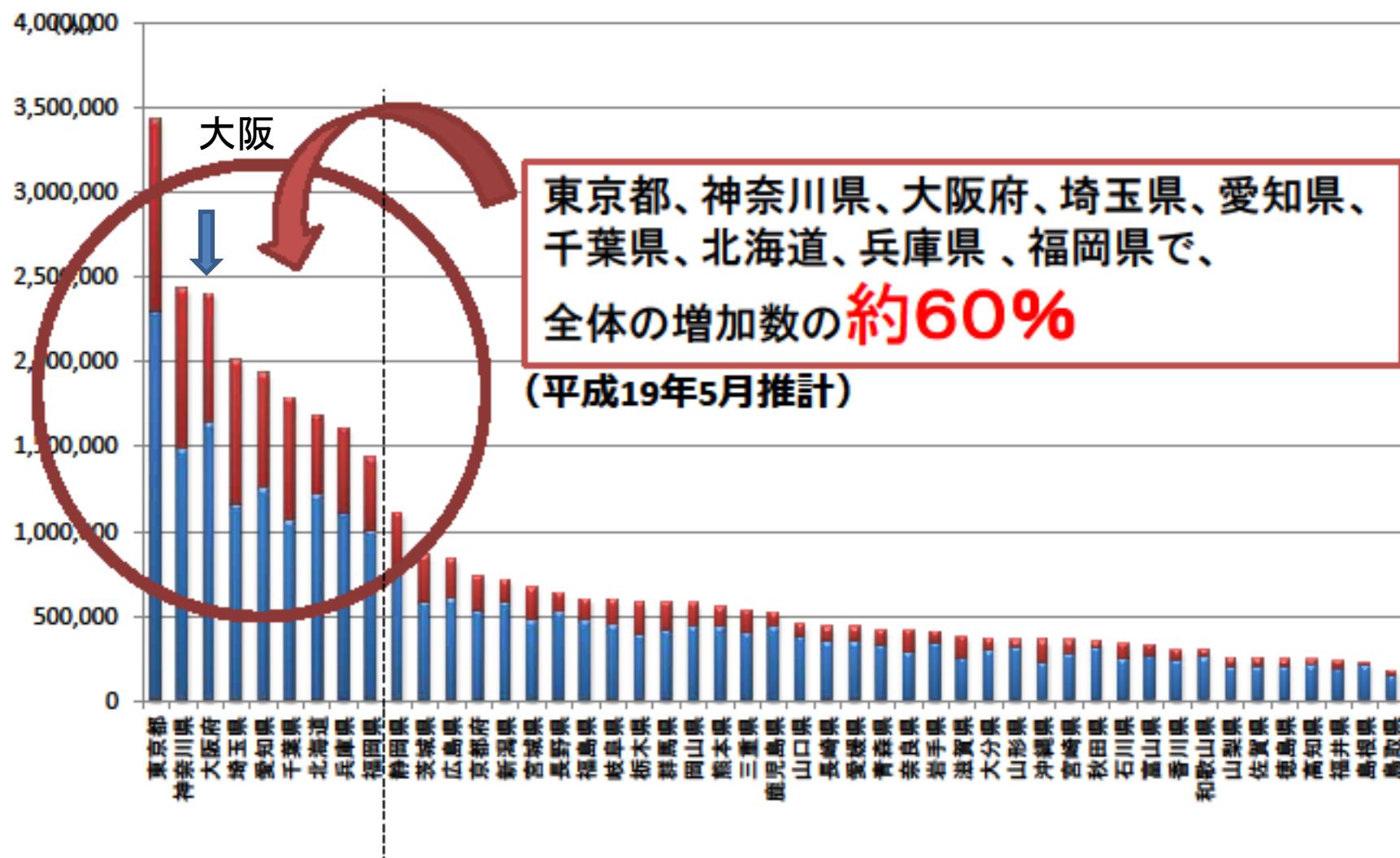
○ 我が国の人団構造の変化を見ると、現在1人の高齢者を3人で支えている社会構造になっており、少子高齢化が一層進行する2055年には1人の高齢者を1.2人で支える社会構造になると想定される。



注:2005年は国勢調査結果(年齢不詳按分人口)。

出典)国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」(出生中位・死亡中位) 1

# 都道府県別高齢者人口(65歳以上)の増加数 (2005年 → 2025年)

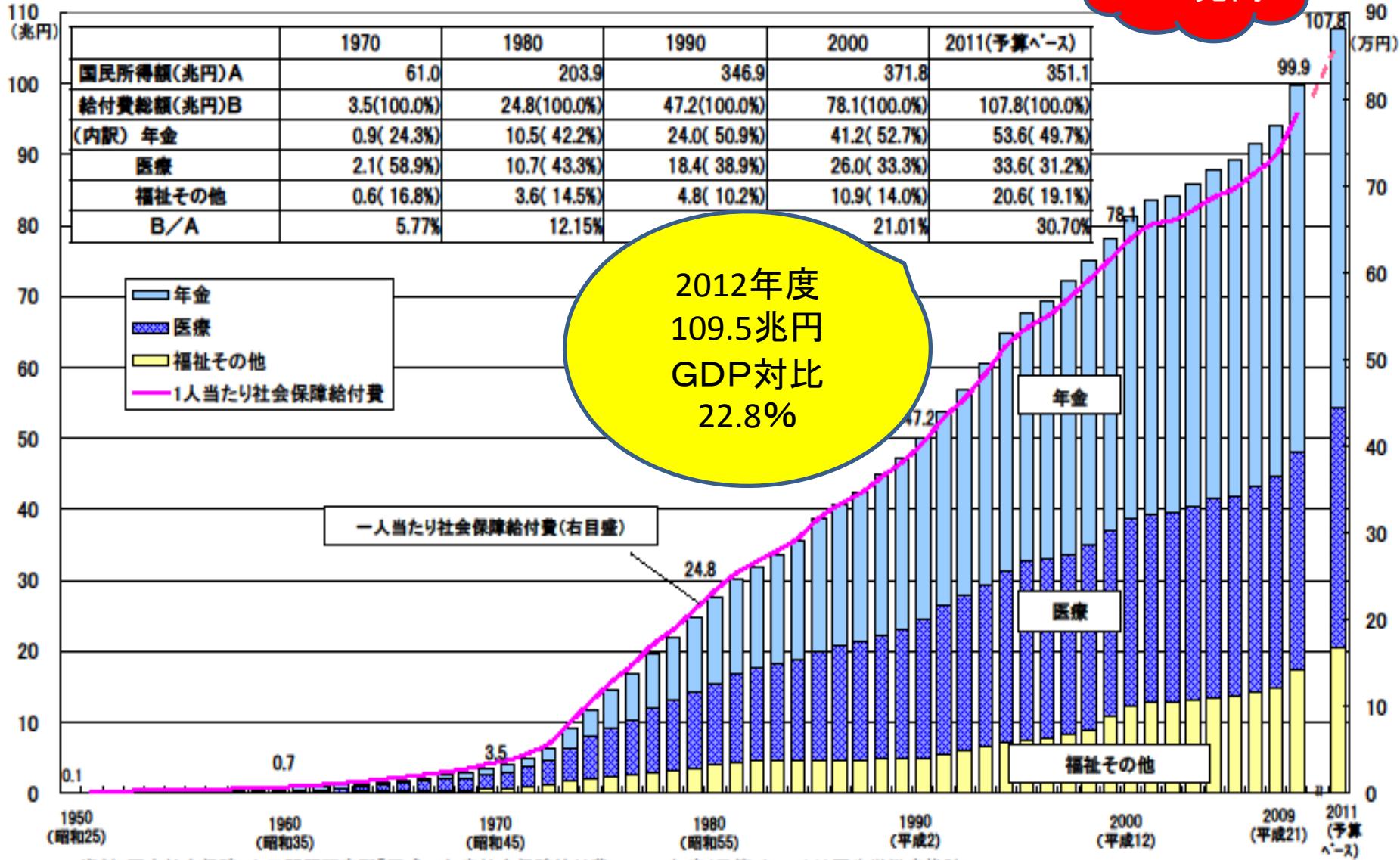


出典：国勢調査（平成17年）

国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来推計人口（平成19年5月推計）」

# 社会保障給付費の推移

2025年  
149兆円



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「平成21年度社会保障給付費」、2011年度(予算ベース)は厚生労働省推計。

2011年度の国民所得額は平成23年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(平成23年1月24日閣議決定)

(注)図中の数値は、1950, 1960, 1970, 1980, 1990, 2000及び2008並びに2011年度(予算ベース)の社会保障給付費(兆円)である。

# 社会給付費の見通し

(兆円)

160

109.5兆円  
(GDP対比22.8%)

140

148.9兆円  
(GDP対比24.4%)

120

介護, 19.8

100

介護, 8.4

介護  
2.34倍

80

医療, 35.1

医療  
1.54倍

60

年金, 53.8

年金  
1.12倍

40

医療, 54

20

年金, 60.4

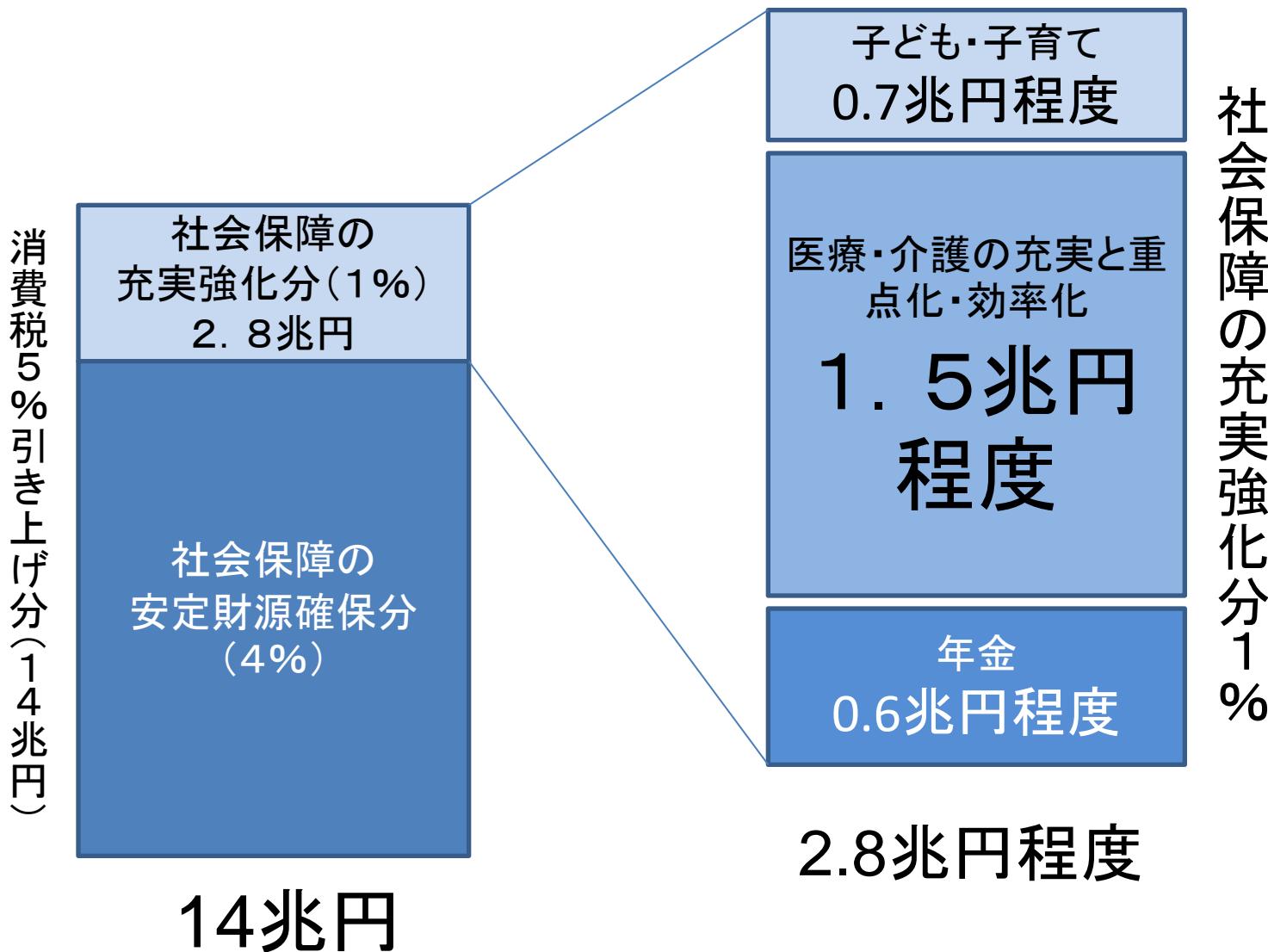
0

2012年度

2025年度

- その他
- 子ども子育て
- 介護
- 医療
- 年金

# 消費税増税分の使い道



# 社会保障・税の一体改革

# 医療・介護サービス提供体制の見直し

## 【子ども・子育て】

### 潜在的な保育ニーズにも対応した 保育所待機児童の解消

	平成22(2010)年	平成26(2014)年
○平日昼間の保育サービス(認可保育所等)	215万人	⇒ 241万人
(3歳未満児の保育サービス利用率)	(75万人、(23%))	(102万人、(35%))
※平成29年(2017年)には118万人(4.4%)		
○延長等の保育サービス	79万人	⇒ 96万人
○認定こども園	358か所(2009年)	⇒ 2000か所以上
○放課後児童クラブ	81万人	⇒ 111万人

### 地域の子育て力の向上

	平成22(2010)年	平成26(2014)年
○地域子育て支援拠点事業	7100か所 (市町村単独分含む)	⇒ 10000か所
○ファミリー・サポート・センター事業	637市町村	⇒ 950市町村
○一時預かり事業	延べ348万人(2008年)	⇒ 延べ3952万人

## 【医療・介護】

### 2011年度

【医療】	病床数、平均在院日数	107万床、19~20日程度  一般病床 107万床
	医師数	29万人
	看護職員数	141万
	在宅医療等(1日あたり)	17万人分

### 2025年度

【介護】	利用者数	426万人	641万人(1.5倍) ・ 介護予防・重度化予防により全体として3%減 ・ 入院の減少(介護への移行):14万人増
	在宅介護 うち小規模多機能 うち定期巡回・随時対応型サービス	304万人分 5万人分 -	449万人分(1.5倍) 40万人分(8.1倍) 15万人分(-)
	居住系サービス 特定施設 グループホーム	31万人分 15万人分 16万人分	61万人分(2.0倍) 24万人分(1.6倍) 37万人分(2.3倍)
	介護施設 特養 老健(+介護療養)	92万人分 48万人分(うちユニット12万人(26%)) 44万人分(うちユニット2万人(4%))	131万人分(1.4倍) 72万人分(1.5倍)(うちユニット51万人分(70%)) 59万人分(1.3倍)(うちユニット29万人分(50%))
	介護職員	140万人	232万人から244万人
	訪問看護(1日あたり)	29万人分	49万人分

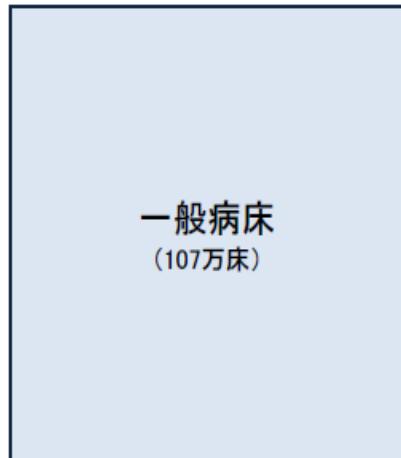
機能分化して103万床

居住系施設や外来・在宅医療は大幅増

## 社会保障・税一体改革素案が目指す医療・介護機能再編(将来像)

- 患者ニーズに応じた病院・病床機能の役割分担や、医療機関間、医療と介護の間の連携強化を通じて、より効果的・効率的な医療・介護サービス提供体制を構築。

【2011(H23)年】



### 【取組の方向性】

- 入院医療の機能分化・強化と連携
  - ・急性期への医療資源集中投入
  - ・亜急性期、慢性期医療の機能強化 等
- 地域包括ケア体制の整備
  - ・在宅医療の充実
    - ・看取りを含めた在宅医療を担う診療所等の機能強化
    - ・訪問看護等の計画的整備 等
  - ・在宅介護の充実
    - ・居住系サービスの充実・施設ユニット化
    - ・ケアマネジメント機能の強化 等

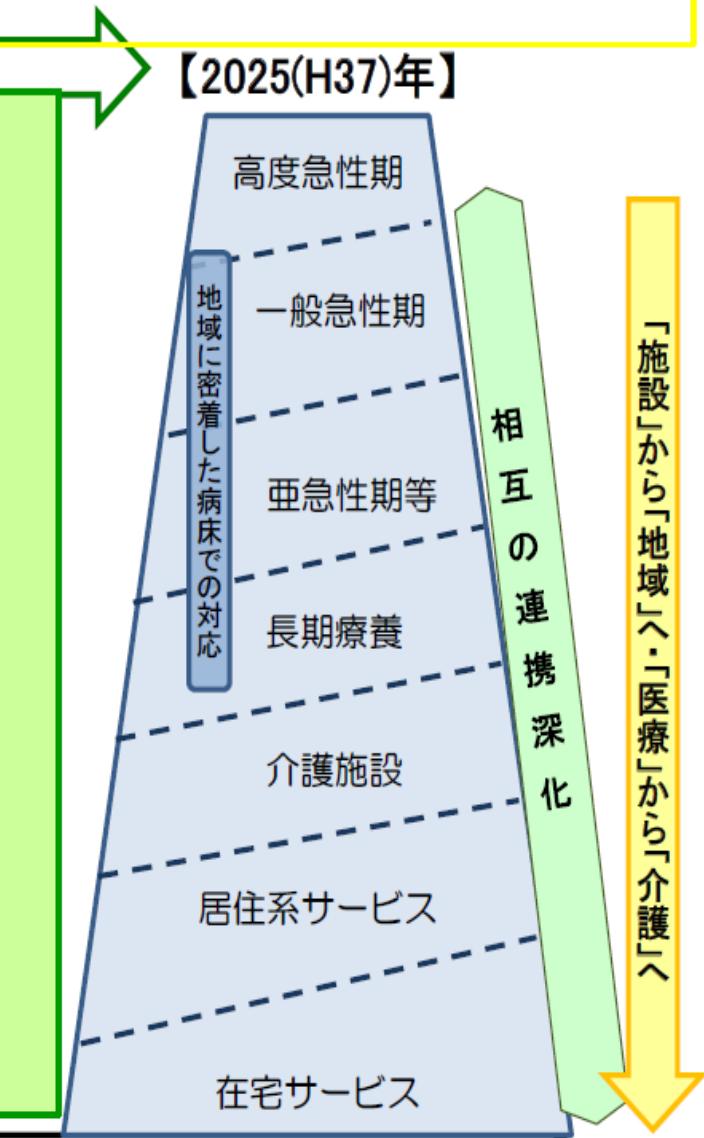
2012年以降、診療報酬・介護報酬の体系的見直し

基盤整備のための一括的法整備(2012年  
目途法案化)

### 【患者・利用者の方々】

- ・病気になっても、職場や地域生活へ早期復帰
- ・医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域での暮らしを継続

【2025(H37)年】



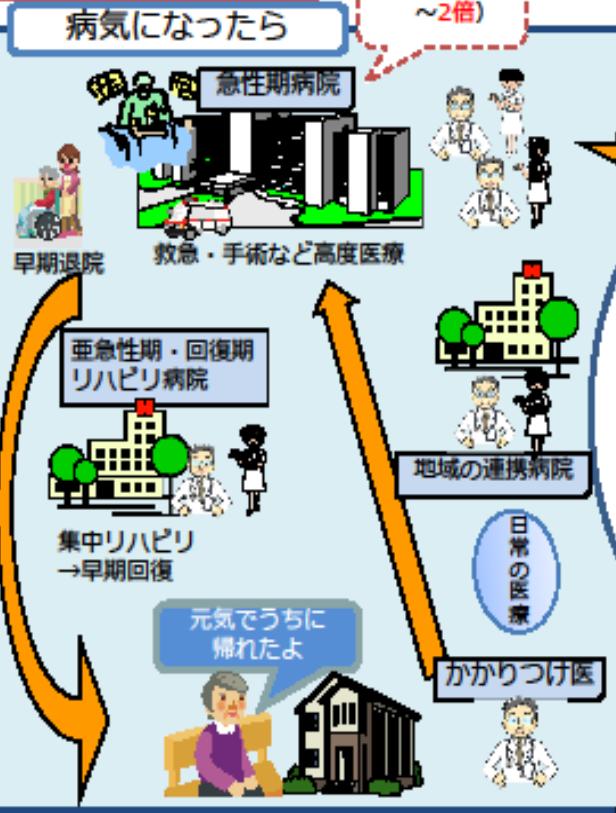
## 改革の方向性 ②

## 医療・介護サービス保障の強化

- 高度急性期への医療資源集中投入などの入院医療強化
- 在宅医療の充実、地域包括ケアシステムの構築

どこに住んでいても、その人にとって適切な  
医療・介護サービスが受けられる社会へ

### 改革のイメージ



退院したら

<地域包括ケアシステム>  
(人口1万人の場合)

### 医療



- ・在宅医療等 (1日当たり 17→29人分)
- ・訪問看護 (1日当たり 29→49人分)

### 住まい



自宅・ケア付き高齢者住宅

- ・グループホーム (16→37人分)
- ・小規模多機能 (0.25か所→2か所)
- ・デイサービスなど

### 介護



- ・介護人材 (207→356~375人)



通所



訪問介護・看護

※地域包括ケアは、  
人口1万人程度の  
中学校区を単位と  
して想定

### 生活支援・介護予防

- ・地域の病院、拠点病院、回復期病院の役割分担が進み、連携が強化。
- ・発症から入院、回復期、退院までスムーズにいくことにより早期の社会復帰が可能に

※数字は、現状は2011年、目標は2025年のもの

# 社会保障制度改革国民会議 最終報告書(2013年8月6日)



最終報告が清家会長から安倍首相に手渡し

# 国民会議報告のポイント

- 医療提供体制の見直し
  - 病床機能情報報告制度の早期導入
  - 病床機能の分化と連携の推進
  - 在宅医療の推進
  - 地域包括ケアシステムの推進
  - 医療職種の業務範囲の見直し
  - 総合診療医の養成と国民への周知

# 国民会議報告のポイント

- 都道府県の役割強化
  - 医療提供体制の構築に関する都道府県の役割強化
  - 国民健康保険の運営業務の都道府県への移行
  - 医療法人間の再編・統合をしやすくするための制度見直し

# 地域医療・介護推進法案のポイント

医療

基金の創設： 医療提供体制を見直す医療機関などに補助金を配るための基金を都道府県に創設(2014年度)

病床機能報告制度： 医療機関が機能ごとの病床数を報告する制度を導入(2014年10月)

地域医療構想： 都道府県が「地域医療構想」を作り、提供体制を調整(2015年4月)

医療事故を第三者機関に届けて出て、調査する仕組みを新設(2015年10月)

「要支援」の人への通所・訪問看護サービスを市町村に移管(2015年4月から段階的に)

一定の所得がある利用者の自己負担割合を1割から2割に引き上げ(2015年8月)

所得が低い施設入居者向けの食費・部屋代補助の対象を縮小(2015年8月)

所得が低い高齢者の保険料軽減を拡充(2015年4月)

特養への新規入居者を原則「要介護3以上」に限定(2015年4月)

(カッコ内は施行時期)

介護

6月18日  
可決成立

# 診療報酬における社会保障改革の実現に向けたスケジュール(粗いイメージ)

2012年 2014年 2016年 2018年 2020年 2022年 2024年 2025年

方向性

- ① 医療機関の機能の明確化と連携の強化
- ② 医療機関と在宅/介護施設との連携強化
- ③ 医療提供が困難な地域に配慮した医療提供体制の構築

診療報酬・介護報酬  
同時改定①

診療報酬・介護報酬  
同時改定②

診療報酬・介護報酬  
同時改定③

診療報酬改定①

診療報酬改定③

診療報酬改定②

診療報酬改定④

2013年

2018年

報酬改定

医療計画

介護保険事業計画

医療介護のあるべき姿

医療計画

医療計画

2023年

医療計画

介護保険事業計画

介護保険事業計画

介護保険事業計画

介護保険事業計画

介護保険事業計画

介護保険事業計画

# パート2

# 病床機能報告制度と 次期医療計画見直し



「病床機能情報の報告・提供の具体的なあり方に関する検討会」  
(座長 学習院大学遠藤久夫教授)

# 病床機能報告制度と地域医療構想（ビジョン）の策定

## ○ 病床機能報告制度(平成26年度～)

医療機関が、その有する病床において担っている医療機能(病床機能区分)の現状と今後の方向を選択し、病棟単位で、都道府県に報告する制度を設け、医療機関の自主的な取組みを進める。

## ○ 地域医療構想(ビジョン)の策定(平成27年度～)

都道府県は、地域の医療需要の将来推計や報告された情報等を活用して、二次医療圏等ごとの各医療機能の将来の必要量を含め、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するための地域医療のビジョンを策定し、医療計画に新たに盛り込み、さらなる機能分化を推進。国は、都道府県における地域医療構想(ビジョン)策定のためのガイドラインを策定する(平成26年度～)。

医療機関

(機能が見えにくい)

医療機能を  
自動的に  
選択

(A病棟)  
急性期機能

(B病棟)  
回復期機能

(C病棟)  
慢性期機能

医療機能の現状と  
今後の方向を報告

医療機能の報告等を活用し、地域医療構想(ビジョン)を策定し、更なる機能分化を推進

都道府県

### (地域医療構想(ビジョン)の内容)

1. 2025年の医療需要  
入院・外来別・疾患別患者数 等
2. 2025年に目指すべき医療提供体制  
・二次医療圏等(在宅医療・地域包括ケアについては市町ごとの医療機能別の必要量
3. 目指すべき医療提供体制を実現するための施策  
例) 医療機能の分化・連携を進めるための施設設備、医療従事者の確保・養成等

# 病床機能区分



病床機能情報の報告・提供の具体的なあり方に関する検討会  
(座長 学習院大学遠藤久夫教授)

# 病床機能区分の経緯

「病床機能情報の報告・提供の具体的なあり方に関する検討会」

- 6区分
  - ①急性期、②亜急性期、③回復期、④長期療養、⑤障害者・特殊疾患、⑥そのほか「病棟内に機能が混在しているケース」
- 5区分
  - ①急性期、②亜急性期、③回復期リハビリテーション、④地域多機能、⑤長期療養
- 4区分
  - ①急性期機能、②検討中、③回復期リハビリテーション機能、④長期療養機能

# 「亜急性期」が争点

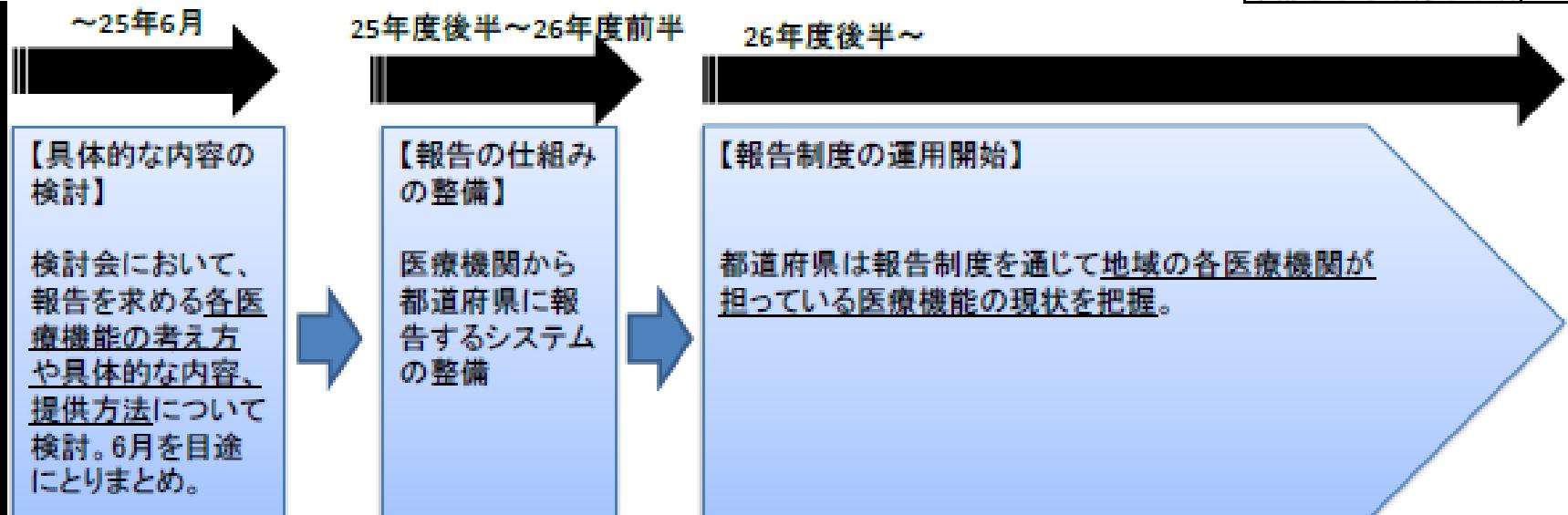
- 厚労省の亜急性期定義
  - 「主として急性期を経過した患者(ポストアキュー  
ト)、在宅・介護施設等からの患者であって症状  
の急性増悪した患者(サブアキュー  
ト)に対し、在  
宅復帰に向けた医療を提供する機能」と定義し、  
ポストアキュー  
ト、サブアキュー  
トを包括する概念
  - 「この表現では、高齢者の救急は亜急性が担う  
印象になる。高齢者救急は急性期が担うべきだ」  
加納繁照委員(日本医療法人協会会长代行)、

# 検討会でまとめた病床機能区分

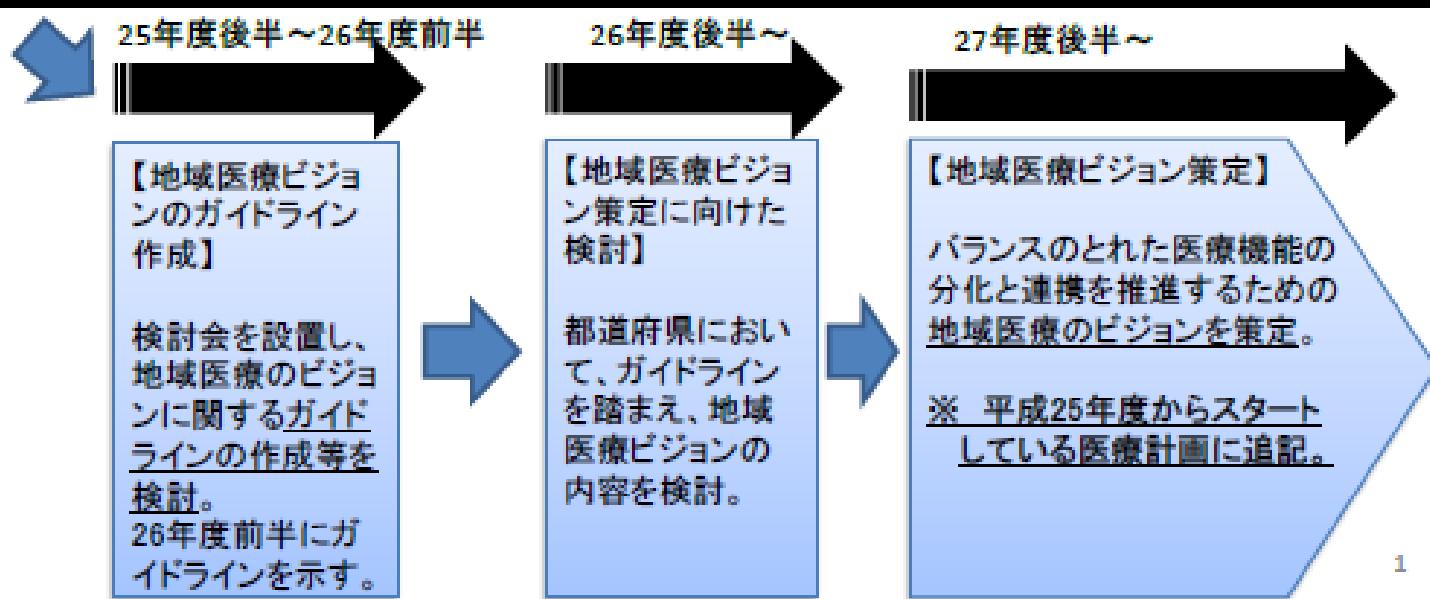
名称	内容
高度急性期	○急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能
急性期	○急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能
回復期	○急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能 ○特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能(回復期リハビリテーション機能)
慢性期	○長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能 ○長期にわたり療養が必要な重度の障害者(重度の意識障害者を含む)、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能

## 報告制度の導入と地域医療ビジョン策定までの流れ

報告制度



地域医療ビジョン



# 病床区分ごとの基準病床数

- ・ 社会保障審議会医療部会(部会長:永井良三・自治医科大学学長)2013年10月4日
- ・ 1案
  - － 新しい病床機能の定義を、次期医療法改正に盛り込んだ上で、現行の基準病床数(一般病床、療養病床を含む)に基づく新規開設、増床の許可に係る仕組みを適用する
- ・ 2案
  - － 医療法上の定義は変えないものの、病床機能報告制度の中で定量的な基準を設けて、著しい偏りがあるなどの場合、都道府県が一定の範囲内で補正できる仕組みを取り入れる。
- ・

# 病床区分ごとの基準病床数案に反対相次ぐ

- 日本病院会副会長 相沢孝夫氏
  - 「医療機関が必要な連携をしつつ、自主的に機能分化が進めるのが前提のはず。2つ目の案で、(病床数適正化に向けて)『誘導』との表現があるが、強制的に進めるようにしか見えない」。
- 日本医師会副会長 中川俊男氏
  - 1案について「病床基準数を法律で定めるというのは硬直的な案。5年後、10年後、何があるか分からず、柔軟に地域の医療機関が決められるようすべき」、2案についても、基準を定める方向性に不満を示した。
- 全国自治体病院協議会会长 辺見公雄氏
  - 「公的病院では、自主的なベッド削減をほとんどやっている。民間病院も経営の必要があり、上が決めなくても、ふさわしい医療をやっていく」
- 慶應義塾大学経営大学院教授の田中滋氏
  - 「がちがちに基準を決めるのは良くない」

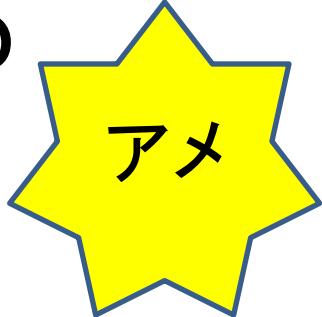
# 第3案(修正案)

- 修正案
  - 地域医療ビジョンで定めた医療機能の必要量に収斂させていくため、医療機関相互の「協議の場」を設置
  - 医療機関に対して、協議の場への参加と合意事項への協力などを努力義務とする案
  - 合意を無視して、必要量に照らして過剰な医療機能の病床を増やそうとする、あるいは何らかの事情により、協議が機能不全になったなどの場合に、都道府県によるペナルティー的な対応を行う
  - ペナルティー案
    - ①医療機関名の公表、②各種補助金の交付対象や福祉医療機構による融資対象からの除外、③地域医療支援病院・特定機能病院の不承認・承認の取消



ムチ！

# 機能分化と連携を進める 医療機関に基金制度



AME

- 2014年度予算政府案
  - 厚生労働省が「新たな財政支援制度」として検討を進めている基金制度に、約602億円を充てる
  - 地方の負担分を含めた基金の総額は約904億円
  - **機能分化・連携を進める医療機関への補助財源**とするほか、現在は地域医療再生基金を活用して取り組む医療従事者の確保・養成を目的とする事業も補助対象とする予定
  - 地域包括ケアシステムの構築を推進する目的で、在宅医療・介護サービスの充実にも活用できるようとする方針

# 基金制度

- 基金の補助対象事業
  - 都道府県が新たに策定する地域医療ビジョンを達成するための医療機関の施設・設備整備事業
  - 在宅医療を推進するための事業
  - 介護サービスの施設・設備整備を推進するための事業
  - 医師、看護職、介護職を確保するための事業
  - 医療・介護従事者の勤務環境改善のための事業

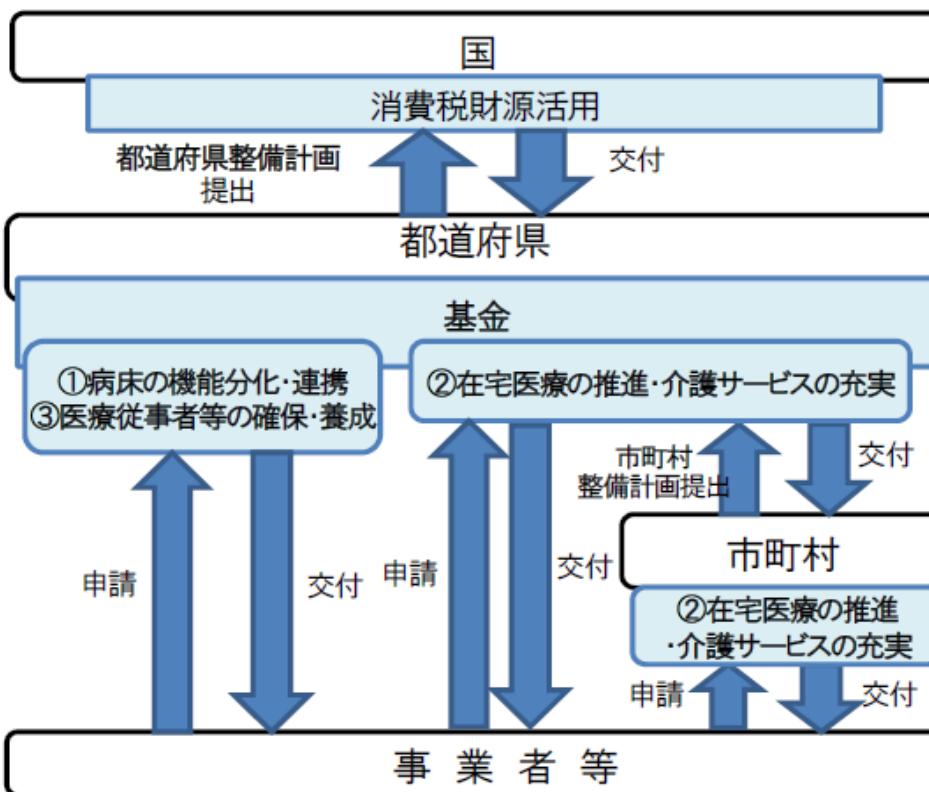
[参考]

## 医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度

平成26年度：公費で904億円  
 消費税增收活用分544億円  
 その他上乗せ措置360億円

- 団塊の世代が後期高齢者となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医師・看護師等の医療従事者の確保・勤務環境の改善、地域包括ケアシステムの構築、といった「医療・介護サービスの提供体制の改革」が急務の課題。
- このため、医療法等の改正による制度面での対応に併せ、消費税增收分を財源として活用し、医療・介護サービスの提供体制改革を推進するための新たな財政支援制度を創設する。
- 各都道府県に消費税增收分を財源として活用した基金をつくり、各都道府県が作成した整備計画に基づき事業実施。
- ◇ この仕組みについては、平成26年通常国会へ提出予定の医療・介護の法改正の中で、「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」を改正し、法律上の根拠を設けることを検討。
- ◇ この制度はまず医療を対象として平成26年度より実施し、介護については平成27年度から実施。病床の機能分化・連携については、平成26年度は回復期病床への転換等現状でも必要なもののみ対象とし、平成27年度からの地域医療ビジョンの策定後に更なる拡充を検討。

### 【新たな財政支援制度の仕組み(案)】



### 地域にとって必要な事業に適かつ公平に配分される仕組み(案)

- ①国は、法律に基づく基本方針を策定し、対象事業を明確化。
  - ②都道府県は、整備計画を厚生労働省に提出。
  - ③国・都道府県・市町村が基本方針・計画策定に当たって公平性、透明性を確保するための協議の仕組みを設ける。
- ※国が策定する基本方針や交付要綱の中で、都道府県に対して官民に公平に配分することを求める旨を記載するなどの対応を行う予定。

### 新たな財政支援制度の対象事業(案)

- 1 病床の機能分化・連携のために必要な事業**
    - (1)地域医療ビジョンの達成に向けた医療機関の施設・設備の整備を推進するための事業 等
  - 2 在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業**
    - (1)在宅医療を推進するための事業
    - (2)介護サービスの施設・設備の整備を推進するための事業 等
  - 3 医療従事者等の確保・養成のための事業**
    - (1)医師確保のための事業
    - (2)看護職員等の確保のための事業
    - (3)介護従事者の確保のための事業
    - (4)医療・介護従事者の勤務環境改善のための事業 等
- 国と都道府県の負担割合は、2／3:1／3 (2)

# 医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度

## スケジュール(案)

- 3月3日 全国医政関係主管課長会議(都道府県)  
※会議後も適宜情報提供
- 3月20日 都道府県新基金担当者会議
- 4月中旬 第1回都道府県個別ヒアリング(26年度の事業として想定している内容、基金の規模感等)
- 5~6月 第2回都道府県個別ヒアリング(26年度の事業の検討状況、27年度の規模感等)
- [以下は6月頃に法律が成立した場合(国会審議により変更があり得る)]
- 7月 国に協議会設置、総合確保方針の提示  
交付要綱等の発出(交付要綱等の発出から都道府県計画の提出まで1~2か月程度を想定)
- 9月 都道府県が都道府県計画を策定
- 10月 都道府県へ内示
- 11月 交付決定

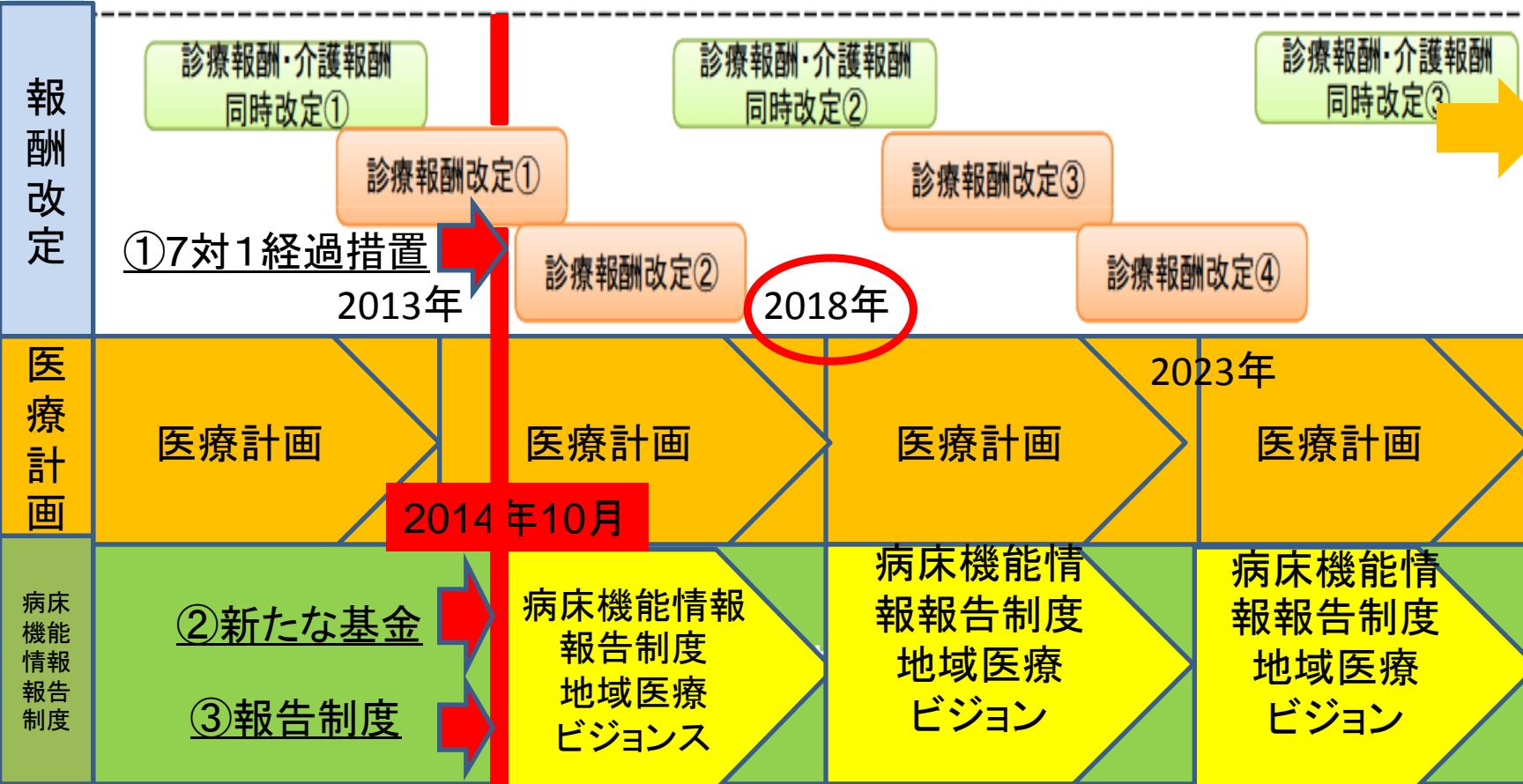
# 2025年へのロードマップ

2012年 2014年 2016年 2018年 2020年 2022年 2024年 2025年

方向性

- ① 医療機関の機能の明確化と連携の強化
- ② 医療機関と在宅/介護施設との連携強化
- ③ 医療提供が困難な地域に配慮した医療提供体制の構築

医療介護のあるべき姿





# パート3

## 2014年診療報酬改定

### ～入院病床の機能分化～

中医協調査専門組織  
入院医療等調査・評価分科会

## 診療報酬調査専門組織・入院医療等の調査・評価分科会

## 委員名簿

氏名	所属
安藤 文英	医療法人西福岡病院 理事長
池田 俊也	国際医療福祉大学 薬学部 薬学科 教授
石川 広己	社会医療法人社団千葉県勤労者医療協会 理事長
香月 進	福岡県 保健医療介護部 医監
神野 正博	社会医療法人財団董仙会 理事長
高智 英太郎	健康保険組合連合会 理事
佐柳 進	独立行政法人国立病院機構関門医療センター病院長
嶋森 好子	社団法人東京都看護協会 会長
武久 洋三	医療法人平成博愛会 理事長
筒井 孝子	国立保健医療科学院 統括研究官
藤森 研司	北海道大学病院地域医療指導医支援センター長
武藤 正樹	国際医療福祉大学大学院 教授

○：分科会長

# 平成26年度診療報酬改定の重点課題と対応

## 重点課題

### 社会保障審議会の「基本方針」

- ・医療機関の機能分化・強化と連携、在宅医療の充実等



## 重点課題への対応

### 重点課題 医療機関の機能分化・強化と連携、在宅医療の充実等

#### 1. 入院医療について

- ① 高度急性期と一般急性期を担う病床の機能の明確化とそれらの機能に合わせた評価
- ② 長期療養患者の受け皿の確保、急性期病床と長期療養を担う病床の機能分化
- ③ 急性期後・回復期の病床の充実と機能に応じた評価
- ④ 地域の実情に配慮した評価
- ⑤ 有床診療所における入院医療の評価

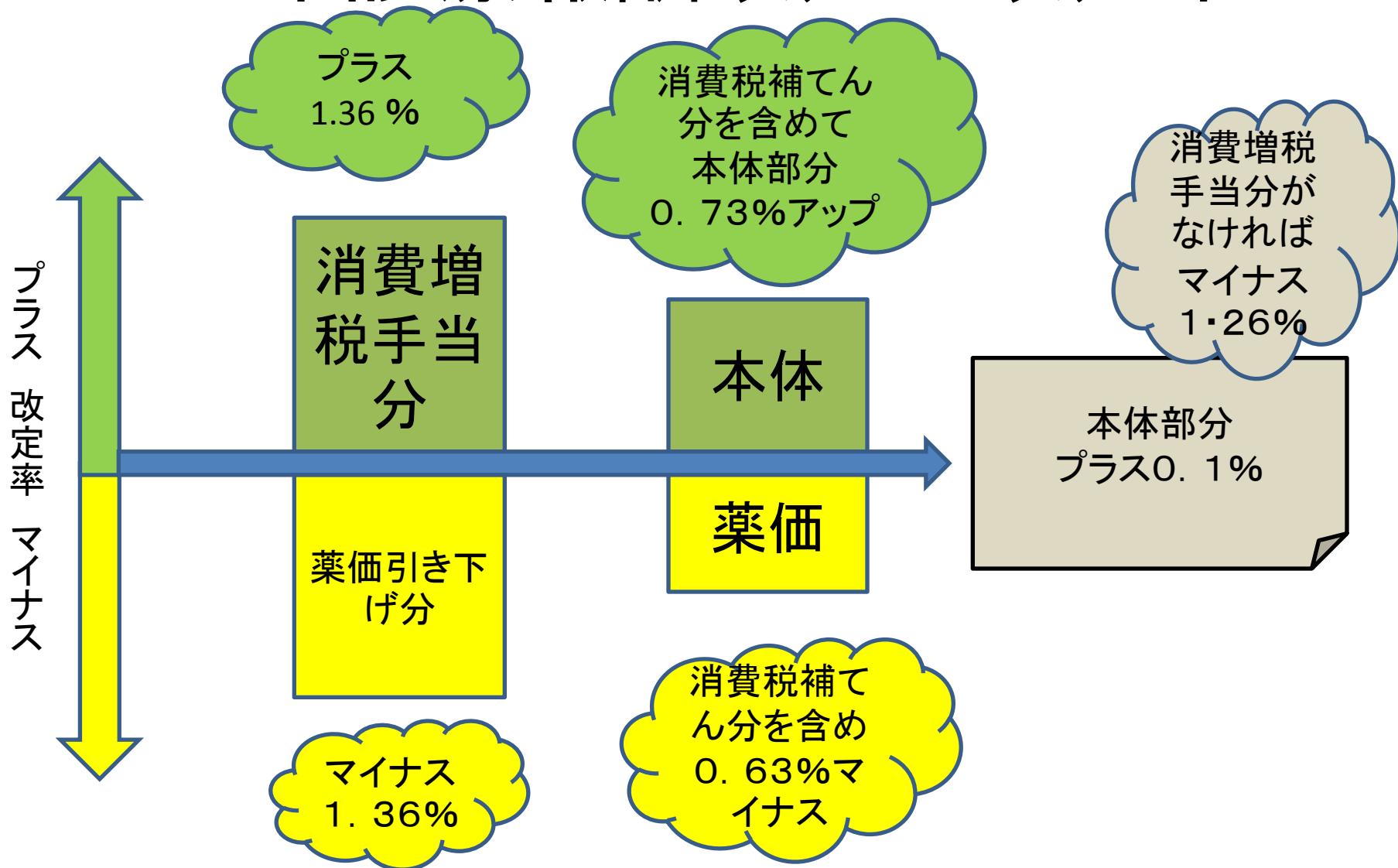
#### 2. 外来医療の機能分化・連携の推進について

- ① 主治医機能の評価
- ② 紹介率・逆紹介率の低い大病院における処方料等の適正化

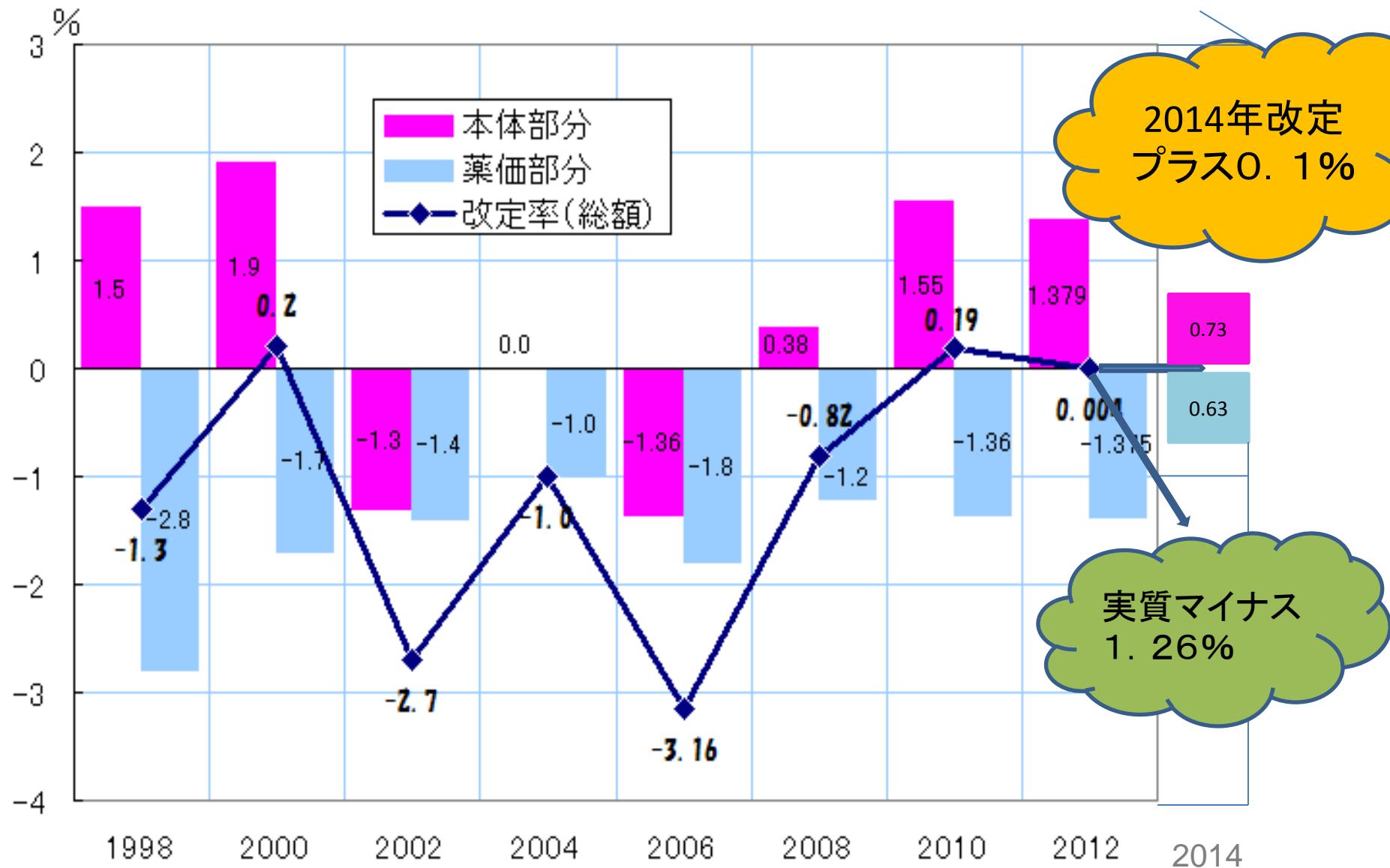
#### 3. 在宅医療を担う医療機関の確保と質の高い在宅医療の推進について

#### 4. 医療機関相互の連携や医療・介護の連携の評価について

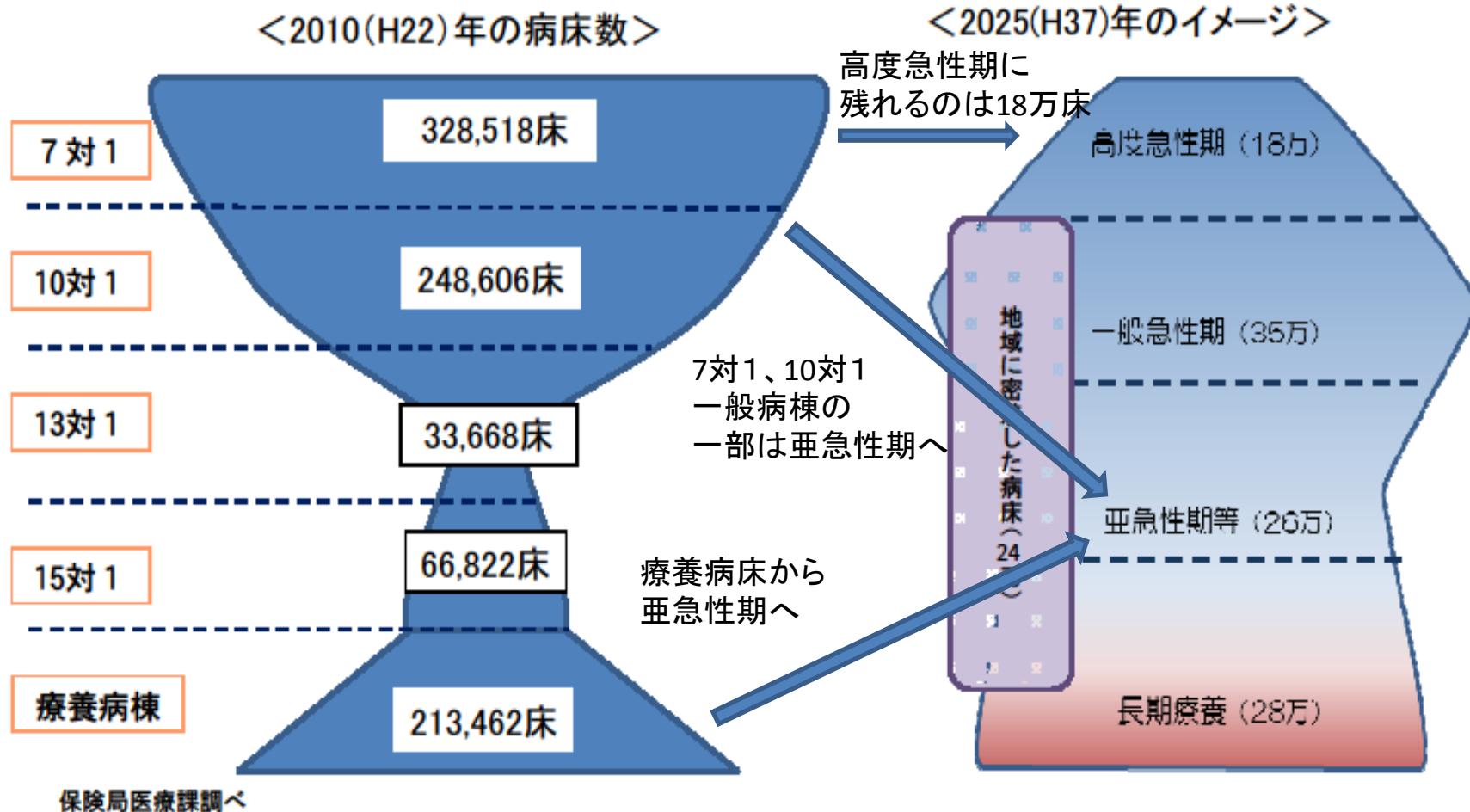
# 2014年診療報酬改定の改定率



## 診療報酬の改定率の推移



# 診療報酬による機能分化 ～杯型から砲弾型へ～

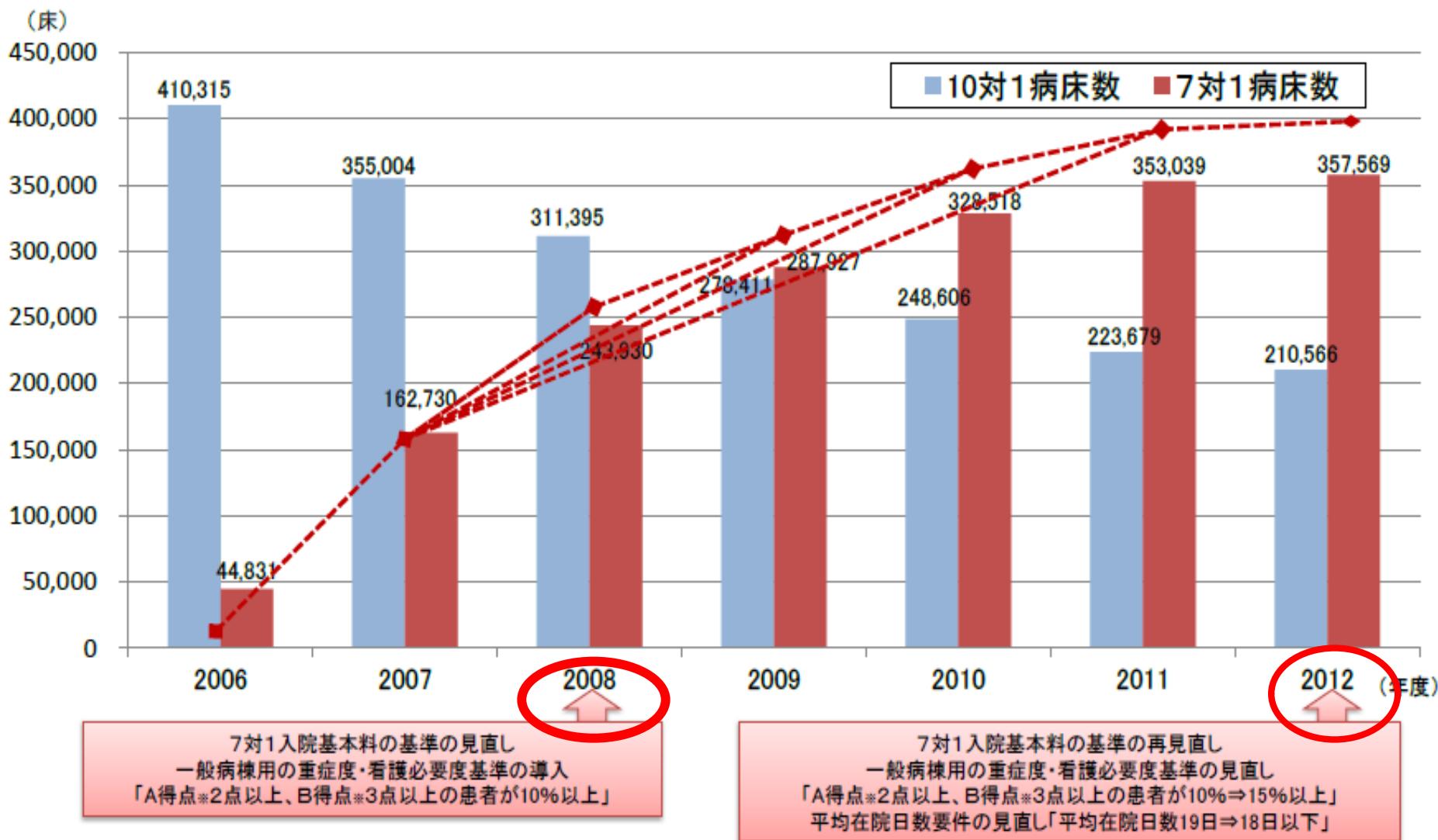


- 届出医療機関数でみると10対1入院基本料が最も多いが、病床数でみると7対1入院基本料が最も多く、2025年に向けた医療機能の再編の方向性とは形が異なっている。

## 医療提供体制改革④(診療報酬の有効性)

(参考4)

- 「7対1入院基本料」を算定する病床数は、2006年度の新設以来、一貫して増加。一方で、報酬の低い「10対1入院基本料」の病床は一貫して減少。
- 2008年度、2012年度の診療報酬改定では、「7対1入院基本料」の要件を厳格化したが、この傾向は継続。  
 ⇒ 診療報酬では、病床の数のコントロールができないことが実証されている。



※「A得点」：心電図モニターのモニタリングや輸血等の処置の必要性により付加される得点。「B得点」：寝返りや食事摂取ができない等、患者の状況により付加される得点。

出所：平成25年7月17日 中央社会保険医療協議会診療報酬調査専門組織（入院医療等の調査・評価分科会）資料

# 高度急性期、一般急性期

総合入院体制加算1、ICU要件見直し

# 高度急性期と一般急性期を担う病床の機能分化

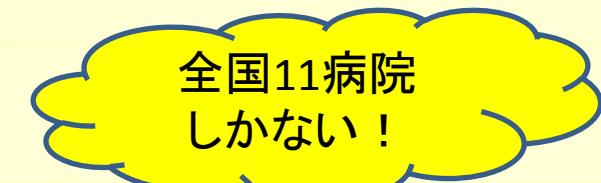
## 総合的かつ専門的な急性期医療を担う医療機関の評価

- 総合入院体制加算について、一定の実績等を有する医療機関に対し、より充実した評価を行う。なお、従前の総合入院体制加算については、総合入院体制加算2として引き続き評価を行う。

### (新) 総合入院体制加算1(1日につき・14日以内) 240点

[施設基準]

- |   |          |                |            |
|---|----------|----------------|------------|
| ① 全身麻酔による手術件数が年800件以上である。なお、併せて以下のアからカの <u>全てを満たすこと</u> 。 |          |                |            |
| ア 人工心肺を用いた手術  | 40件／年以上  | エ 放射線治療(体外照射法) | 4,000件／年以上 |
| イ 悪性腫瘍手術  | 400件／年以上 | オ 化学療法         | 4,000件／年以上 |
| ウ 腹腔鏡下手術  | 100件／年以上 | カ 分娩件数         | 100件／年以上   |
- ② 救命救急医療(第三次救急医療)として24時間体制の救急を行っていること。
  - ③ 医療法上の精神病床を有する医療機関であること。また、精神病棟入院基本料、精神科救急入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急・合併症入院料、児童・思春期精神科入院医療管理料のいずれかを届け出しており、現に精神疾患患者の入院を受け入れていること。
  - ④ 地域包括ケア病棟入院料、地域包括ケア入院医療管理料および療養病棟入院基本料の届出を行っていない医療機関であること。
  - ⑤ 当該保険医療機関の敷地内が禁煙であること。
  - ⑥ 総合入院体制加算2の要件を全て満たすこと。



全国11病院  
しかない！

### 総合入院体制加算2 (1日につき・14日以内) 120点

- ※ 新規に届け出る際は、地域包括ケア病棟入院料、地域包括ケア入院医療管理料および療養病棟入院基本料の届出を行っていない医療機関であること。

# 高度急性期と一般急性期を担う病床の機能分化②

## 質の高い集中治療の評価

- より体制の充実した特定集中治療室（ICU）の評価を新設する。

(新) 特定集中治療室管理料1

<u>イ 7日以内の期間</u>	<u>13,650点</u>
<u>ロ 8日以上14日以内の期間</u>	<u>12,126点</u>

診療密度の高い  
ICUを高く評価

(新) 特定集中治療室管理料2(広範囲熱傷特定集中治療管理料の場合)

<u>(1) 7日以内の期間</u>	<u>13,650点</u>
<u>(2) 8日以上60日以内の期間</u>	<u>12,319点</u>

[施設基準]

- 専任の医師が常時、特定集中治療室内に勤務していること。当該専任の医師に、特定集中治療の経験を5年以上有する医師を2名以上含む。
- 特定集中治療室管理を行うにふさわしい専用の特定集中治療室を有しており、当該特定集中治療室の広さは1床当たり20m<sup>2</sup>以上である。
- 専任の臨床工学技士が、常時、院内に勤務している。
- 特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度について、A項目3点以上かつB項目3点以上である患者が9割以上であること。

# 入院医療等の調査・評価分科会

- (1) **一般病棟入院基本料**の見直しについての影響および慢性期入院医療の適切な評価の見直し
  - ①平均在院日数について
  - ②重症度・看護必要度の項目
  - ③その他の指標について
- (2) **亜急性期入院医療管理料**等の見直し
- (3) 医療提供体制が十分ではないものの、地域において自己完結する医療を提供している医療機関に配慮した評価の検討

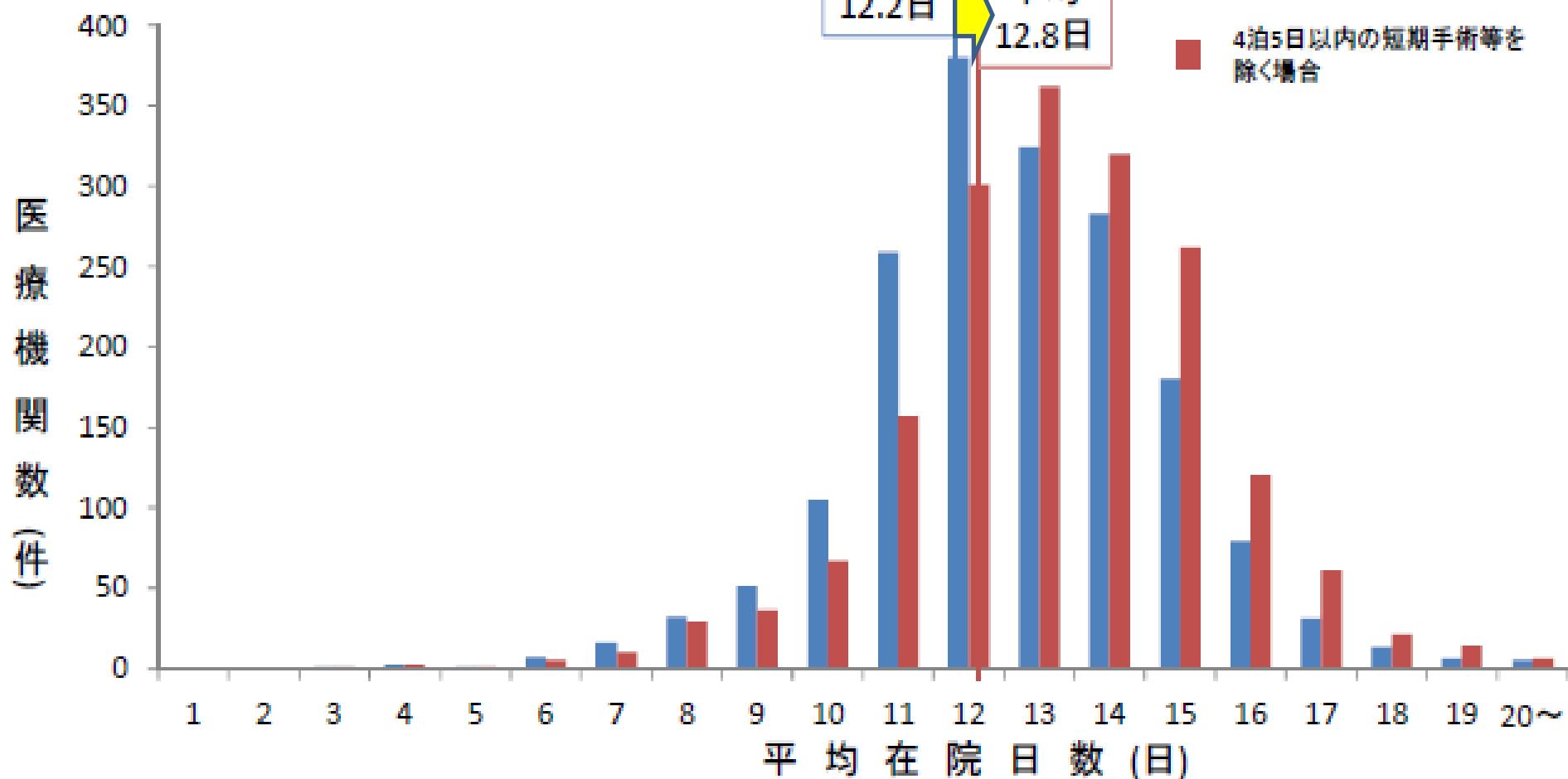
# 7対1入院基本料のあり方

- 7対1入院基本料を算定している医療機関は、長期療養を提供することや、特定の領域に特化し標準化された短期間の医療を提供するのではなく、**主に「複雑な病態をもつ急性期の患者に対し、高度な医療を提供すること」と考えられる。**
- 7対1入院基本料を算定している医療機関のあり方を踏まえ、平均在院日数の算出において、治療や検査の方法等が標準化され、**短期間で退院可能な手術や検査は平均在院日数の計算対象から外す**
- 退院支援の強化と受け皿となる病棟の評価を検討することを前提に、**特定除外制度**については13対1・15対1と同様の取り扱いとする

## DPCデータ提出病院における短期手術等に係る平均在院日数の影響

N=1,775

(10対1病院を含む全DPCデータ提出病院)



4泊5日以内の短期手術等の症例を除いた場合、平均在院日数の差は全体で約0.6日  
(+4.9%)程度

# 短期滞在手術基本料の見直し

➤一定程度治療法が標準化し、短期間で退院可能な検査・手術が存在していることを踏まえて、短期滞在手術基本料3の対象を21種類に拡大するとともに、包括範囲を全診療報酬点数とする。

## ＜対象検査＞

- D237 終夜睡眠ポリグラフィー1 携帯用装置を使用した場合
- D237 終夜睡眠ポリグラフィー2 多点感圧センサーを有する睡眠評価装置を使用した場合
- D237 終夜睡眠ポリグラフィー3 1及び2以外の場合
- D291-2 小児食物アレルギー負荷検査
- D413 前立腺針生検法

## ＜対象手術＞

- K008 腋臭症手術2皮膚有毛部切除術
- K093-2 関節鏡下手根管開放手術
- K196-2 胸腔鏡下交感神経節切除術(両側)
- K282 水晶体再建術1 眼内レンズを挿入する場合 口その他のもの
- K282 水晶体再建術2 眼内レンズを挿入しない場合
- K474 乳腺腫瘍摘出術1長径5cm未満
- K617 下肢静脈瘤手術1抜去切除術
- K617 下肢静脈瘤手術2硬化療法
- K617 下肢静脈瘤手術3高位結紮術
- K633 ヘルニア手術5鼠径ヘルニア
- K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術
- K721 内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術1長径2cm未満
- K721 内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術2長径2cm以上
- K743 痢核手術 2硬化療法(四段階注射法)
- K867 子宮頸部(腔部)切除術
- K873 子宮鏡下子宮筋腫摘出術

短期滞在手術・検査は  
1入院包括になる！

※ 入院5日目までに該当手術・検査を実施した患者については、他に手術を実施した場合を除き、  
本点数を算定する。また、本点数のみを算定した患者は平均在院日数の計算対象から除く。

# 特定除外制度

90日越えの特定入院基本料から  
さらに平均在院日数の  
計算対象から除外する患者

## 90日超患者のうちの特定除外患者割合

	全体	入院期間90日超	うち 特定除外患者に該当する
7対1一般病棟入院基本料	3,810	223	5.9%
10対1一般病棟入院基本料	1,727	147	8.5%
療養病棟入院基本料1	1,703	1,374	80.7%
療養病棟入院基本料2	1,080	800	74.1%

- 7対1、10対1一般病棟入院基本料を届出している医療機関においても90日を超えて長期入院する患者がある程度存在した。

# 特定除外患者の内訳(平成24年度調査)

特定除外患者該当状況		7対1 一般病棟入院基本料		10対1 一般病棟入院基本料	
		件数	割合	件数	割合
	全体	142	100.0%	112	100.0%
[01] 難病患者等入院診療加算を算定する患者		4	2.8%	3	2.7%
[02] 重症者等療養環境特別加算を算定する患者		—	—	3	2.7%
[03] 重度の肢体不自由者、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者および難病患者等		7	4.9%	10	8.9%
[04] 悪性新生物に対する治療を実施している状態		37	26.1%	16	14.3%
[05] 観血的動脈圧測定を実施している状態		—	—	—	—
[06] リハビリテーションを実施している状態(入院日から起算して180日間に限る)		45	31.7%	20	17.9%
[07] ドレーン法もしくは胸腔または腹腔の洗浄を実施している状態		4	2.8%	3	2.7%
[08] 頻回に喀痰吸引・排出を実施している状態		13	9.2%	6	5.4%
[09] 人工呼吸器を使用している状態		11	7.7%	6	5.4%
[10] 人工腎臓、持続緩徐式血液濾過または血漿交換療法を実施している状態		6	4.2%	36	32.1%
[11] 全身麻酔その他これに準ずる麻酔を用いる手術を実施し、当該疾病に係る治療を継続している状態(当該手術日から30日間に限る)		4	2.8%	—	—
[12] 上記[1]～[11]に掲げる状態に準ずる状態にある患者		9	6.3%	6	5.4%
[99] 未記入		2	1.4%	3	2.7%

## 特定除外患者を含めて計算した場合の平均在院日数\*

\*調査票における入院日から調査日までの入院期間を元に算出しているため診療報酬上の基準とは異なる

(単位:日)

	7対1一般病棟入院基本料		10対1一般病棟入院基本料	
	(N=1,826)	特定除外患者を含めない場合(N=1,799)	(N=763)	特定除外患者を含めない場合(N=745)
全体	22.5	21.0	25.2	22.0

↓  
1.5日延長      3.2日延長

# 平均在院日数

- 4泊5日以内の短期手術等の症例を除いて平均在院日数を計算した場合
  - 12.2日→12.8日(+0.6日延長)
- 7対1、10対1入院基本料を算定する医療機関で、特定除外患者を含めて平均在院日数を計算した場合
  - 7対1 21.0日→22.5日(+1.5日延長)
  - 10対1 22.0日→25.2日(+3.2日延長)

# 重症度・看護必要度



## ② 一般病棟用の重症度・看護必要度に係る評価票(平成24年診療報酬改定後)

Aモニタリング及び処置等	0点	1点	2点
1 創傷処置	なし	あり	
2 血圧測定	0から4回	5回以上	
3 時間尿測定	なし	あり	
4 呼吸ケア	なし	あり	
5 点滴ライン同時3本以上	なし	あり	
6 心電図モニター	なし	あり	
7 シリンジポンプの使用	なし	あり	
8 輸血や血液製剤の使用	なし	あり	
9 専門的な治療・処置 ①抗悪性腫瘍剤の使用、 ②麻薬注射薬の使用、 ③放射線治療、 ④免疫抑制剤の使用、 ⑤昇圧剤の使用、 ⑥抗不整脈剤の使用、 ⑦ドレナージの管理	なし		あり

B 患者の状況等	0点	1点	2点
1 寝返り	できる	何かにつまればできる	できない
2 起き上がり	できる	できない	
3 座位保持	できる	支えがあればできる	できない
4 移乗	できる	見守り・一部介助が必要	できない
5 口腔清潔	できる	できない	
6 食事摂取	介助なし	一部介助	全介助
7 衣服の着脱	介助なし	一部介助	全介助

測定・評価が  
要件となるもの

	重症者※の割合
7対1入院基本料	<u>15%以上</u> (がん専門病院に ついては10%)
10対1入院基本料	測定・評価のみ (要件なし)
看護必要度加算 〔一般病棟10対1入院基本料届 出病棟〕	<u>10%又は15%以上</u>
急性期看護補助体制加算 〔一般病棟10対1 及び7対1 入院基本料届出病棟〕	<u>10対1の場合</u> <u>10%以上</u> <u>7対1の場合</u> <u>15%以上</u>
一般病棟看護必要度評価加算 〔一般病棟13対1入院基本料届 出病棟〕	測定・評価のみ (要件なし)

※A得点が2点以上、かつB得点が3点以上の

○ 患者

厚生科学研究特別  
研究で追加項目を  
検討

# 重症度・看護必要度

- 複雑な病態をもつ急性期の患者に必要とされる重症度・看護必要度とは何かという観点から見直し
  - 時間尿測定及び血圧測定は削除
  - 「創傷処置」については、褥瘡の処置とそれ以外の手術等の縫合部等の処置を分ける
  - 「呼吸ケア」については、痰の吸引を定義から外す
- 新しい項目の追加
  - 抗悪性腫瘍剤の内服、麻薬の内服・貼付、抗血栓塞栓薬の持続点滴をA項目に追加
  - 10分以上の指導・意思決定支援については、実施すべき内容等定義を明確にした上でA項目に追加

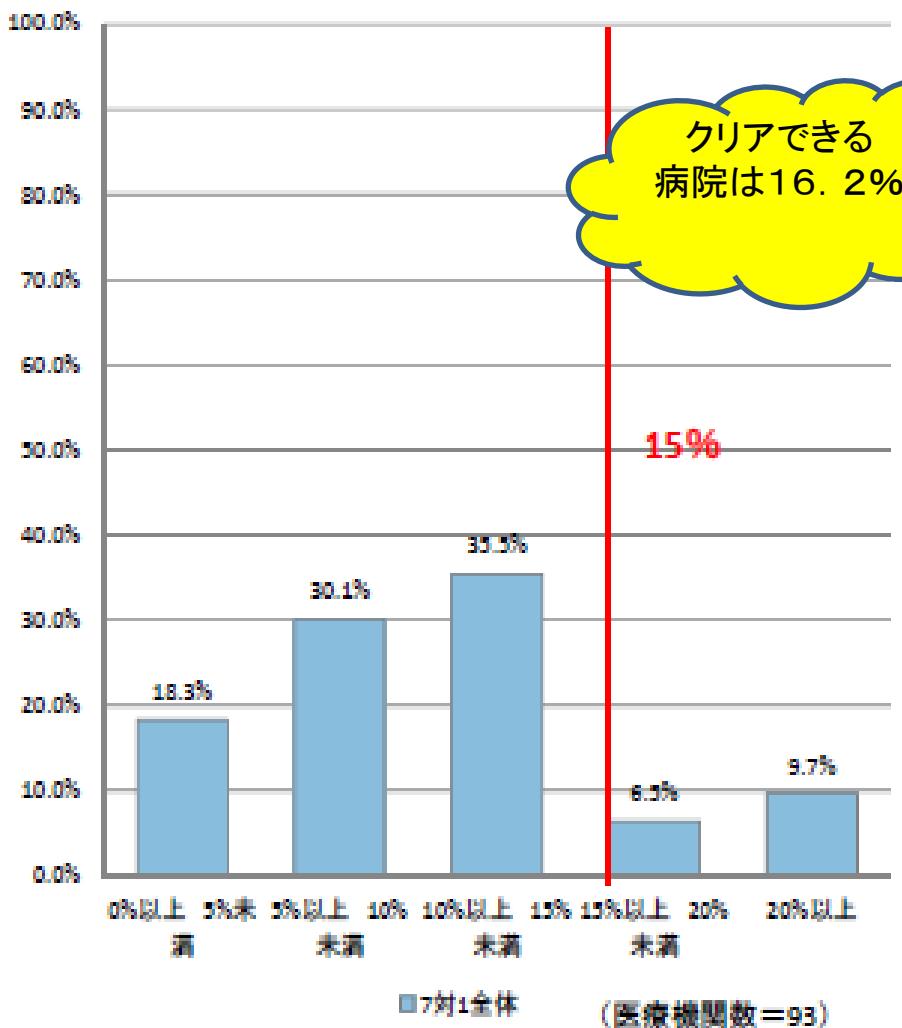
<削除項目と追加項目の組み合わせのシミュレーション>

パターン2:「時間尿測定」「血圧測定」「創傷処置」「呼吸ケア」の削除と  
追加項目の全てを反映した場合①

A モニタリング及び処置等	
1 創傷処置	×
2 血圧測定	×
3 時間尿測定	×
4 呼吸ケア	×
5 点滴ライン同時3本以上	○
6 心電図モニター	○
7 シリンジポンプの使用	○
8 輸血や血液製剤の使用	○
計4回に基づいた10分間以上の指導	○
計4回に基づいた10分間以上の意思決定支援	○
9 専門的な治療・処置1	○
① 抗悪性腫瘍剤の使用	○
② 麻薬注射薬の使用	○
③ 放射線治療	○
④ 免疫抑制剤の使用	○
⑤ 昇圧剤の使用	○
⑥ 抗不整脈剤の使用	○
⑦ ドレナージの管理	○
抗悪性腫瘍剤の内服	○
麻薬の内服・貼付	○
抗血栓塞栓薬の持続点滴	○
B 患者の状況等	
1 寒返り	○
2 起き上がり	○
3 座位保持	○
4 移乗	○
5 口腔清潔	○
6 食事摂取	○
7 衣服の着脱	○

青字:削除項目案 赤字:追加項目案

基準該当者割合別の施設割合(%)



【集計について】 7対1入院基本料を算定する医療機関の  
「基準該当者割合」別に医療機関の分布を集計

# 中医協総会(11月27日)

- ・「計画に基づいた10分間以上の指導・意思決定支援」を除くと…
- ・「重症度・看護必要度の高い患者割合15%以上」の要件を満たせる病院は?
  - 全体の56.5%(25.9ポイント減)
  - 3ヶ月を超えず1割以内に変動の範囲内にある病院(点数算定が認められる)を含めると70.6%(16.5ポイント減)

7対1 病床は9万床  
減るかもしれない？

経過措置の期間は半年

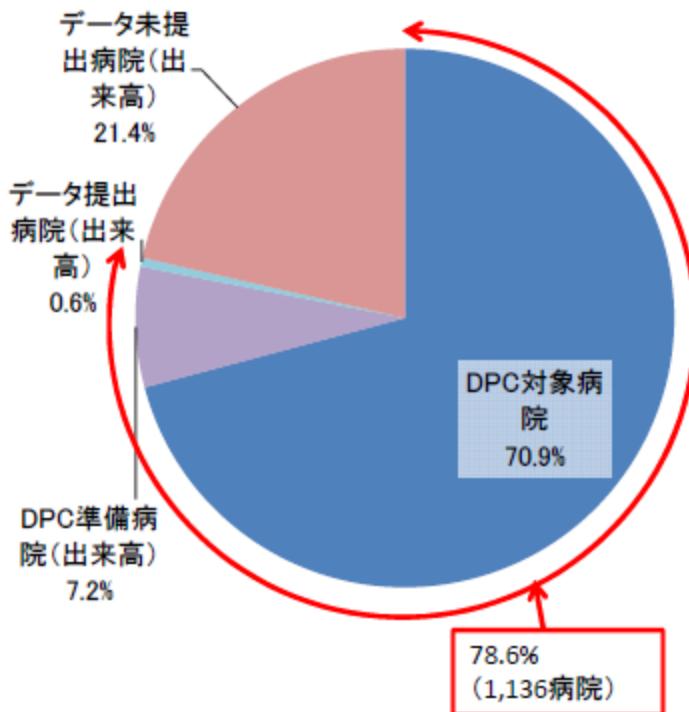
# その他指標

- 7対1入院基本料を算定している医療機関の診療実態を明らかにし、継続的に調査分析を行うためにDPCデータの提出を要件とすること
- 在宅復帰率75%
  - 退院支援の取り組みの評価としての在宅復帰率(自宅、回復期リハビリテーション病棟、地域包括ケア病棟、在宅復帰機能強化加算を届けている療養病床への退院)
- 早期リハ
  - 急性期病棟におけるADL低下や関節拘縮等の予防のための早期リハによる介入ができる体制を評価する指標

# 7対1病院のDPCデータ提出の状況

7対1病院におけるDPCデータの提出状況(平成24年度)

N=1,445



DPCデータの提出病床の状況

	許可病床数 (平成24年7月1日現在)	データ提出届出病床数 (平成25年3月1日現在)	割合
一般病棟 7対1入院基本料(経過措置を含む)	380,591	328,665	86.4%
一般病棟 10対1入院基本料	210,566	74,513	35.4%
特定機能病院 一般病棟 7対1入院基本料(経過措置を含む)	58,944	58,326	99.0%*
特定機能病院 一般病棟 10対1入院基本料	1,365	1,232	90.3%*
専門病院 7対1入院基本料(経過措置を含む)	5,795	5,569	96.1%
専門病院 10対1入院基本料	1,944	1,215	62.5%

\*特定機能病院で100%になっていないのは許可病床と届出病床の差によると考えられる

7対1入院基本料を算定している病床については、既に大半がDPCデータを提出している 105

高度急性期・急性期

## 在宅復帰の流れ(イメージ)

(改)中医協 総-3  
2 5 . 3 . 1 3



7対1病棟  
在宅復帰率75%

亜急性期・回復期等

在宅復帰率

回復期リハ病棟1: 7割以上  
回復期リハ病棟2: 6割以上  
亜急性期: 6割以上

地域包括ケア病棟  
在宅復帰率70%

居宅

居住系(特定施設・グループホーム等)

家庭

老健

診療所等

長期療養

外来・訪問サービス等

【参考】在宅復帰率(介護保険)

在宅復帰支援型の老健>5割  
上記以外※>3割

※在宅復帰・在宅療養支援機能加算を算定する場合

在宅復帰機能強化加算  
在宅復帰率50%  
102

全ての施設で在宅復帰率が導入  
「全ての道は在宅へ通ず」

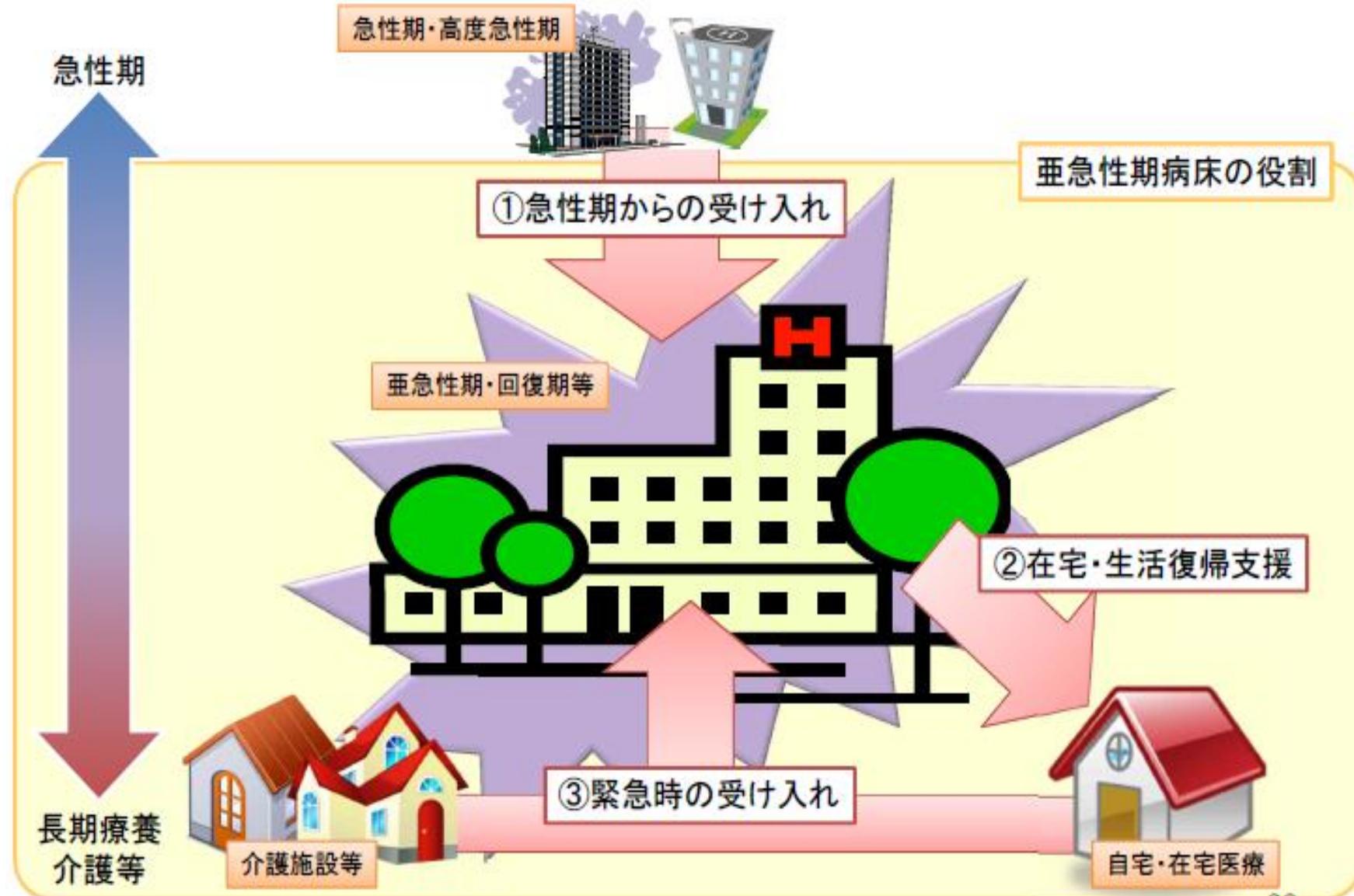
# 亜急性期入院医療

亜急性期入院医療が大きく見直しされる

# 亜急性期入院医療

- 亜急性期病床の役割・機能
  - ①急性期病床からの患者受け入れ
    - 重症度・看護必要度
  - ②在宅等にいる患者の緊急時の受け入れ
    - 二次救急病院の指定や在宅療養支援病院の届け出
  - ③在宅への復帰支援
    - 在宅復帰率
- データ提出
  - 亜急性期病床の果たす機能を継続的に把握する必要性を踏まえ、提供されている医療内容に関するDPCデータの提出

# 亜急性期病床の地域医療に果たす役割



# 中医協総会(11月27日)

- 「亜急性期病棟」
  - (i) 地域医療を支えるため「亜急性期医療の評価を充実」する
  - (ii) 亜急性期は病棟単位の評価を原則とし、200床未満の病院については特例を設ける
    - 200床未満では病院全体あるいは1病棟に限り病床単位
  - (iii) 亜急性期の機能に鑑み要件を設定する
  - (iv) 療養病床においても、1病棟(60床)まで亜急性期の届出を可能とする

## 地域包括ケアを支援する病棟の評価

- ▶ 急性期後の受入をはじめとする地域包括ケアシステムを支える病棟の充実が求められる。

亜急性期病棟は  
「地域包括ケア病棟」  
リハは包括化された

(新) 地域包括ケア病棟入院料(入院医療管理料)1 2,558点 (60日まで)

地域包括ケア病棟入院料(入院医療管理料)2 2,058点 (60日まで)

看護職員配置加算 150点

看護補助者配置加算 150点

救急・在宅等支援病床初期加算 150点(14日まで)

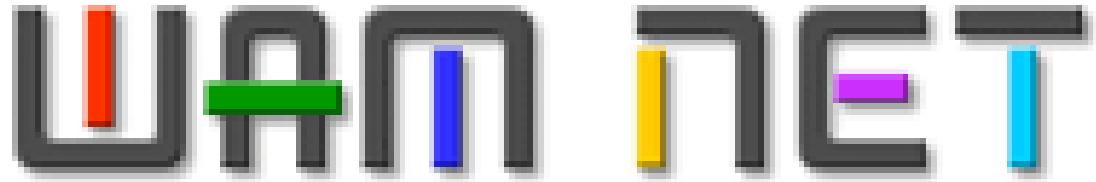
### [施設基準等]

- ① 疾患別リハビリテーション又はがん患者リハビリテーションを届け出ていること
- ② 入院医療管理料は病室単位の評価とし、届出は許可病床200床未満の医療機関で1病棟に限る。
- ③ 療養病床については、1病棟に限り届出ることができる。
- ④ 許可病床200床未満の医療機関にあっては、入院基本料の届出がなく、地域包括ケア病棟入院料のみの届出であっても差し支えない。
- ⑤ 看護配置13対1以上、専従の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士1人以上、専任の在宅復帰支援担当者1人以上
- ⑥ 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度A項目1点以上の患者が10%以上
- ⑦ 以下のいずれかを満たすこと ア) 在宅療養支援病院、イ) 在宅療養後方支援病院(新設・後述)として年3件以上の受入実績、ウ) 二次救急医療施設、エ) 救急告示病院
- ⑧ データ提出加算の届出を行っていること
- ⑨ リハビリテーションを提供する患者について、1日平均2単位以上提供していること。
- ⑩ 平成26年3月31日に10対1、13対1、15対1入院基本料を届け出ている病院は地域包括ケア病棟入院料を届け出ている期間中、7対1入院基本料を届け出ることはできない。
- ⑪ 在宅復帰率7割以上 (地域包括ケア病棟入院料(入院医療管理料)1のみ)
- ⑫ 1人あたりの居室面積が6.4m<sup>2</sup>以上である (地域包括ケア病棟入院料(入院医療管理料)1のみ)

看護職員配置加算:看護職員が最小必要人数に加えて50対1以上

看護補助者配置加算:看護補助者が25対1以上

救急・在宅等支援病床初期加算:他の急性期病棟(自院・他院を問わず)、介護施設、自宅等から入院または転棟してきた患者について算定



# 福祉医療機構アンケート調査

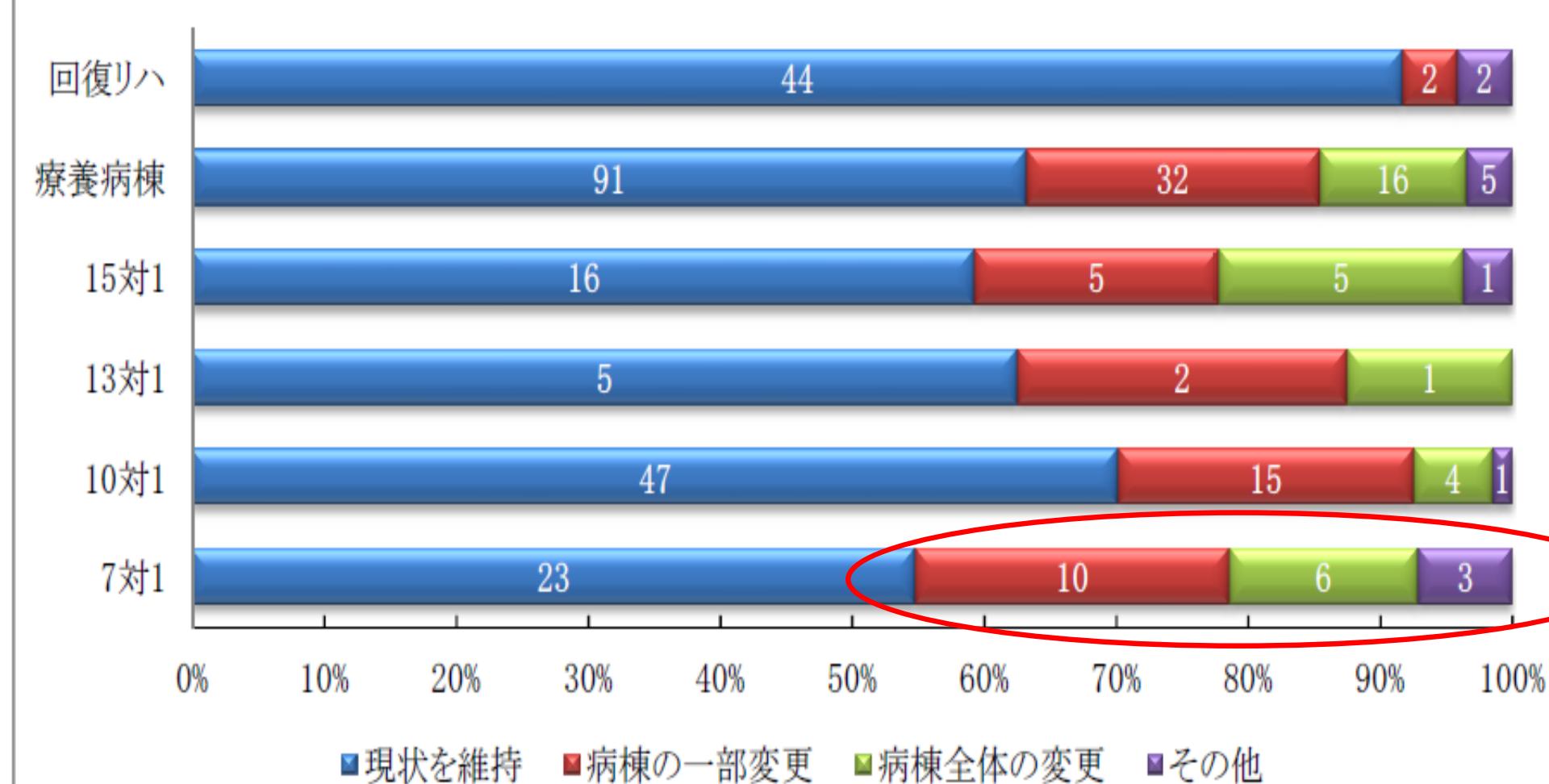
貸付先1380施設(990法人)を対象

2014年5月12日～23日にかけて、

Webアンケートを実施

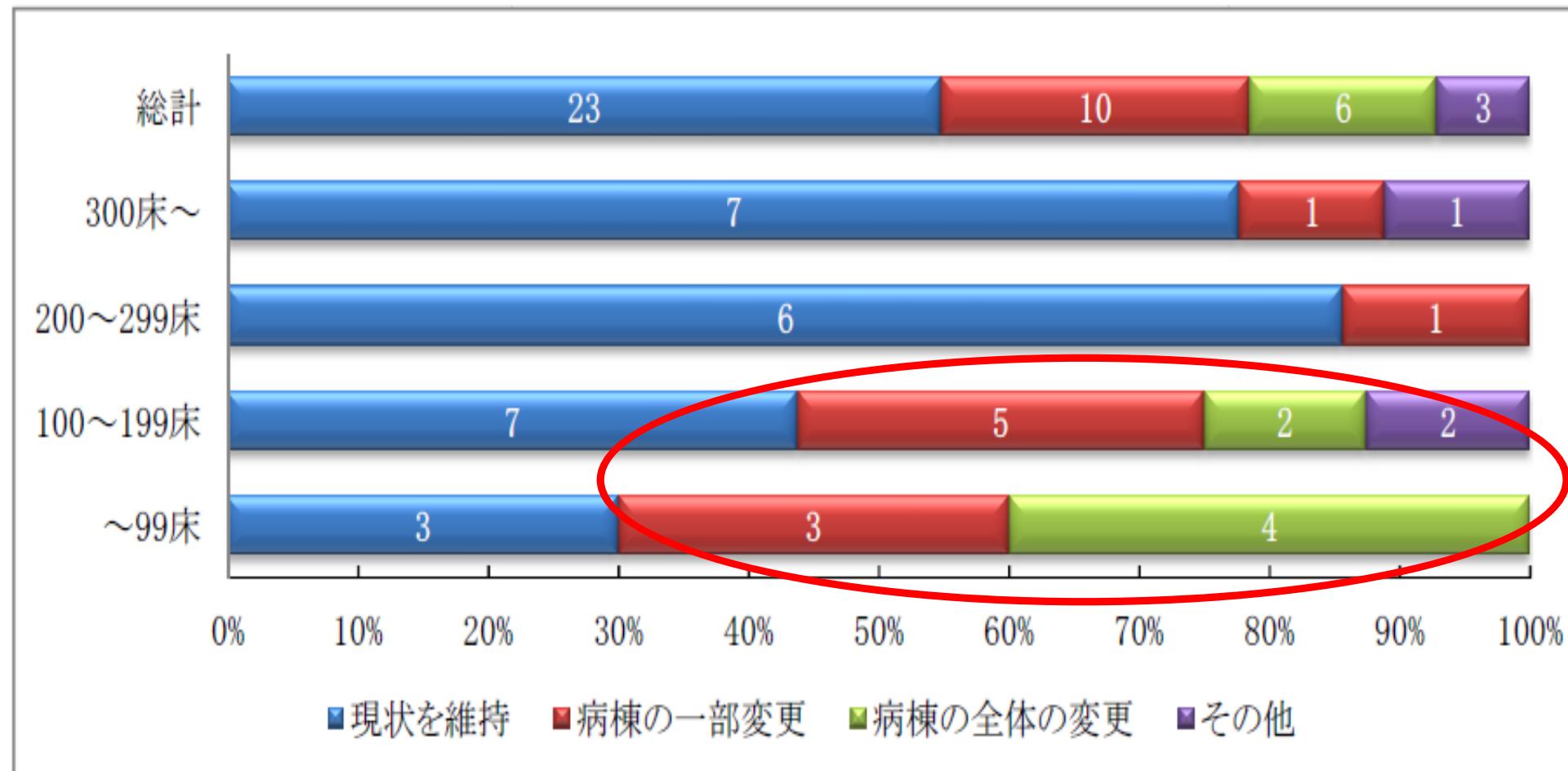
201施設(172法人)より回答を得た(回収率14.6%)

(図表7) 病棟変更の検討（算定病棟別）



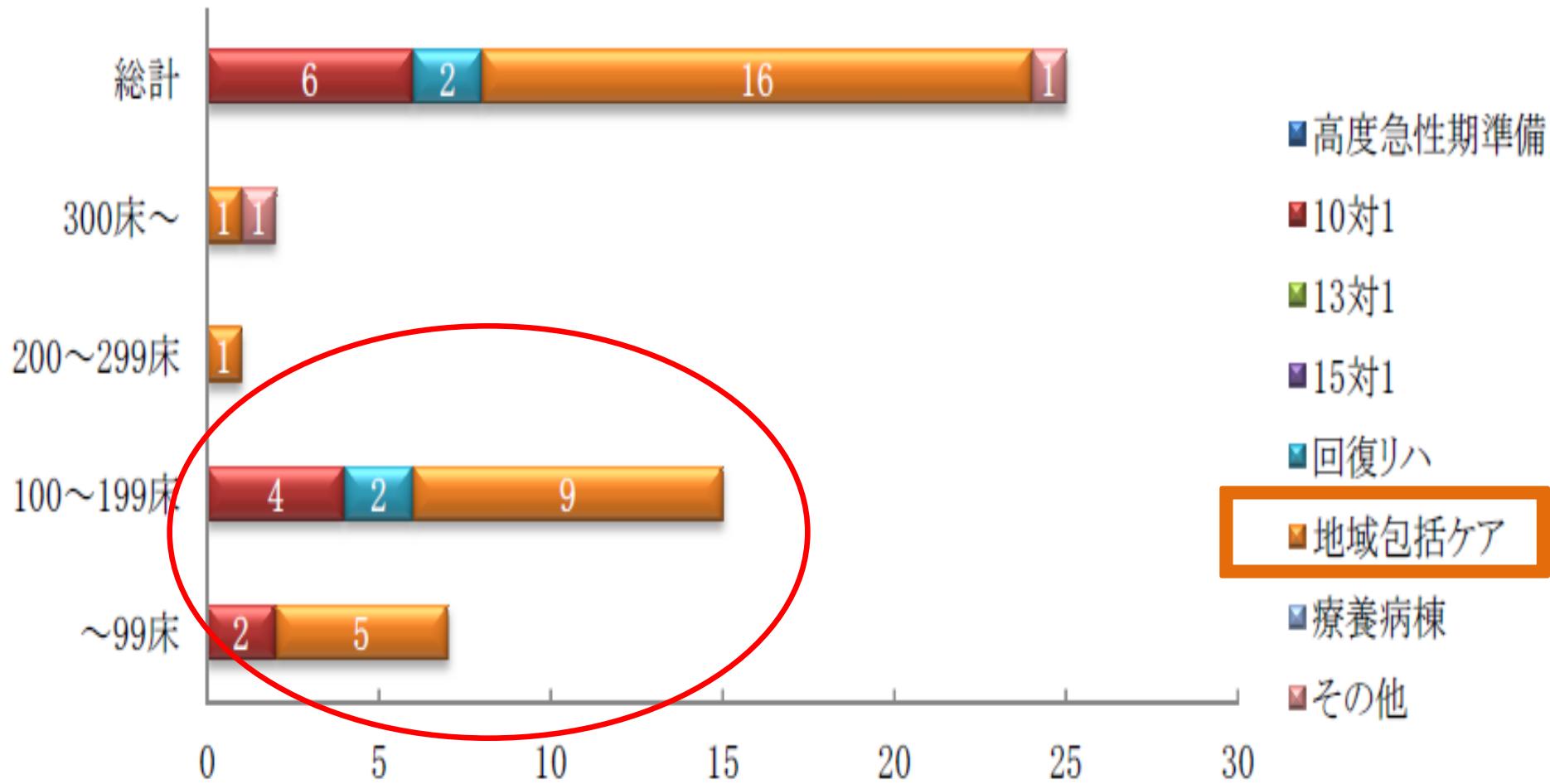
※ グラフ内の数値は回答数

(図表8) 病棟変更の検討 (7対1入院基本料)



※ グラフ内の数値は回答数

(図表10) 7対1入院基本料からの変更先



※ グラフ内の数値は回答数



# 在宅療養後方支援病院 地域包括ケア病棟の例



医療法人 平成博愛会

世田谷記念病院  
SETAGAYA MEMORIAL HOSPITAL

日慢協 武久洋三氏



平成24年4月2日開院

地域包括ケア後方病院？

全室個室200床

医療療養病床 105床

地域包  
括ケア  
病棟

長期急性期病床 56床

長期慢性期病床 49床

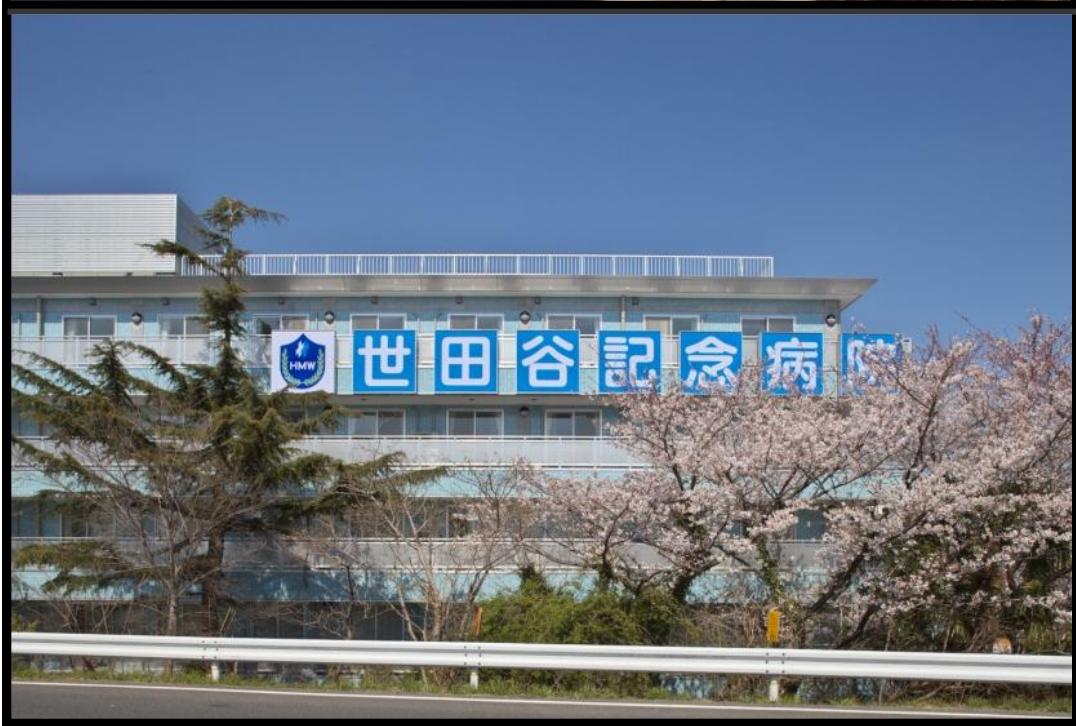
回復期リハビリ病棟 95床

診療科目

内科、整形外科、リハビリテーション科

診療時間

午前9時～正午



# 2つのタイプの療養病床

長期急性期病床

地域包括ケア病棟

- 急性期治療を終えた患者様を早期(1~2週間)に受け入れる
- 積極的な治療とリハビリにより早期退院を目指す
- 在宅療養や施設入所患者様の状態悪化時の後方支援病床
- 看護配置は15:1(通常の療養は20:1)→10対1
- 目標平均在院日数は2ヶ月
- 在宅復帰率 70%

長期慢性期病床

- 長期急性期病床での治療で状態が安定した患者
- 入院前から長期療養が必要と分かっている患者
- 長期急性期病床と同様に積極的な治療とリハビリにより退院を目指す



## 実施可能な手技・検査

PICC・CVカテーテル挿入

嚥下造影

VE検査

内視鏡検査(経鼻・経口)

中心静脈リザーバー挿入術

胃瘻造設術



## リハビリテーション

PT 57名

OT 17名

ST 8名

合計 82名

回復期

9単位/日 24時間365日

長期急性期

1~2単位/日 地域包括ケア病棟  
2単位必須

長期慢性期

集団リハビリ・レクリエーション

# 外来の機能分化の推進について



## 特定機能病院等における初・再診料等の評価の見直し

- ▶ 紹介率や逆紹介率の低い特定機能病院等を紹介なしに受診した患者等に係る初・再診料を適正な評価とともに、保険外併用療養費(選定療養)の枠組みの活用を推進し、病院及び診療所における外来機能の分化及び病院勤務医の負担軽減を図る。

(新) 初診料 200点(紹介のない場合)

(新) 外来診療料 52点

(他医療機関へ紹介したにもかかわらず、当該病院を受診した場合)

※ 保険外併用療養費(選定療養)を利用可能

[算定要件]

- ①前年度の紹介率が40%未満かつ逆紹介率が30%未満の特定機能病院及び一般病床が500床以上の地域医療支援病院(経過措置)当該初診料・外来診療料の評価を導入するのは、平成25年4月1日とする。

なお、①の場合には、毎年10月1日に地方厚生(支)局に報告を行うこと。

$$\text{紹介率} = \frac{\text{(紹介患者数} + \text{救急患者数)}}{\text{初診の患者数}} \quad \text{逆紹介率} = \frac{\text{逆紹介患者数}}{\text{初診の患者数}}$$

※初診の患者数等の定義については、医療法における業務報告と同様

※ ただし、前年度1年間の実績が基準に満たなかった保険医療機関については、報告年度の連続する6か月間の実績が基準を上回る場合には紹介率が低い保険医療機関とはみなされない。

(翌年の4月1日までに地方厚生(支)局長へ報告する。)

(注) 初診の患者数、紹介患者数、逆紹介患者数、救急患者数の定義については、

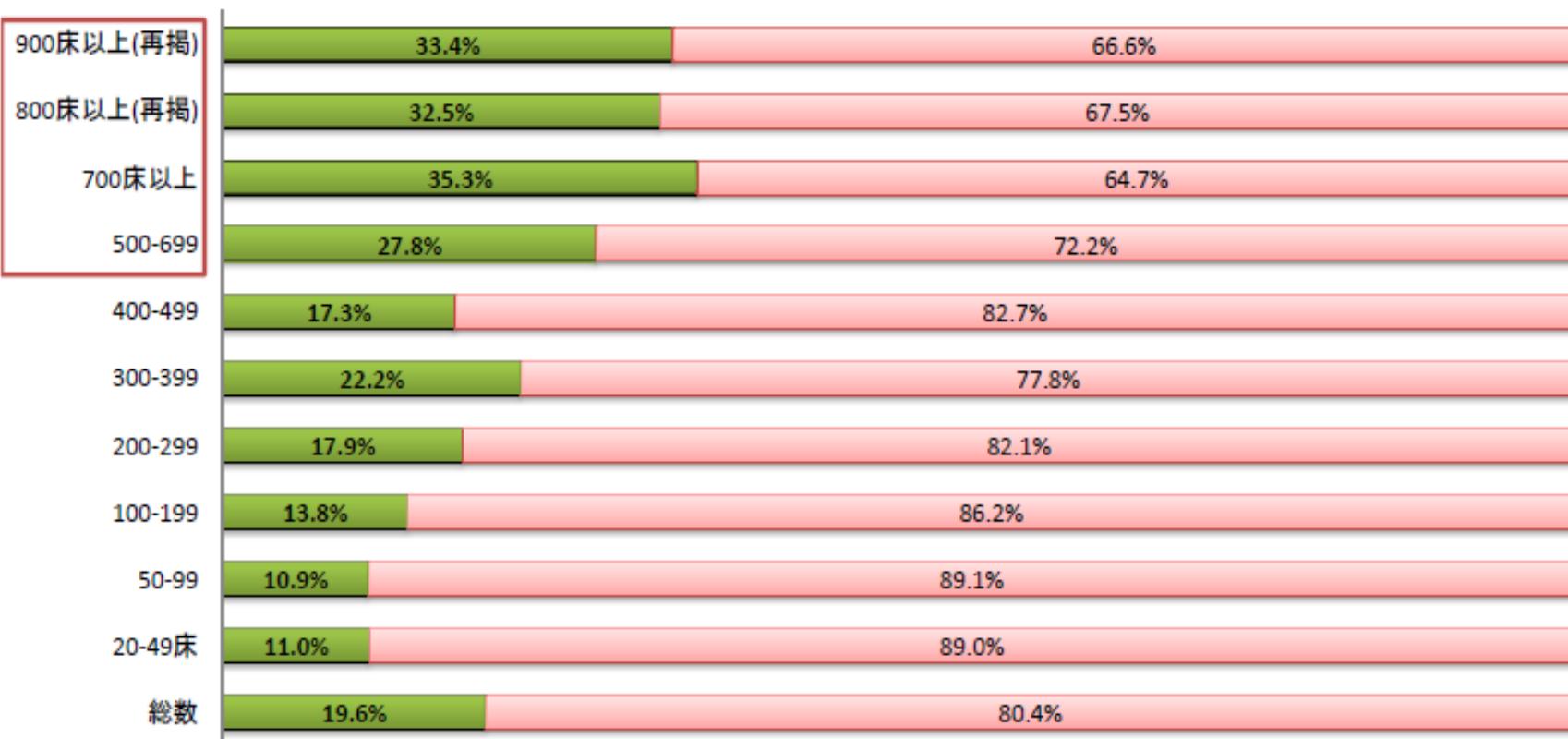
・特定機能病院は、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について(平成5年2月15日)(健政発第98号)」により、

・地域医療支援病院は、「医療法の一部を改正する法律の施行について(平成10年5月19日)(健政発第639号)」により、定めている業務報告と同じ基準としている。

## 病床規模別の紹介率の状況(外来)

病院(外来)

■紹介あり患者の割合 □紹介なし患者の割合



紹介あり患者の割合: 外来患者総数のうち、紹介あり(病院から、一般診療所から、歯科診療所から、介護老人保健施設から、介護老人福祉施設から、その他から)と答えた患者の割合

病床規模が大きくなるほど、紹介率が高くなり、特に500床以上で高くなる傾向がある

# 外来の機能分化の課題と論点について

## 【課題】

- 外来の機能分化を図るため、平成24年改定において、紹介率や逆紹介率の低い特定機能病院等について、紹介なしに受診した患者等に係る初・再診料を適正な評価とともに、保険外併用療養費(選定療養)の枠組みの活用を推進した。
- 紹介率、逆紹介率は上昇傾向にあったものの、依然として低い傾向があり、紹介率が低い理由として、「選定療養費をとっても、紹介状を持たない患者が多数受診すること」、「患者数を確保するなどの経営上の理由があること」等が考えられる。
- また、逆紹介率をあげるための課題として、医学的に逆紹介できる患者が少ないと以外にも、「地域に連携できる医療機関が少ないと」、「患者数を確保するなど、経営上の理由があること」等が考えられ、逆紹介率については、紹介率に比べ低い傾向があることも踏まえ、逆紹介率を上げる取り組みが重要であると考えられる。
- 外来においては、病床規模が大きくなるほど、紹介率、逆紹介率が高い傾向があり、500床以上の病院においては、比較的高い紹介率、逆紹介率であった。



## 【論点】

- 外来の機能分化の更なる推進の観点から、地域の拠点となるような病院が、中小病院及び診療所の主治医機能を持った医師と連携し、紹介率及び逆紹介率を更にあげる取り組みを推進するために、**許可病床数が500床以上の全ての病院について、平成24年改定と同様の取り扱いとするとともに、特に逆紹介の取り組みを更に推進していくことについて、どのように考えるか。**

# 中医協総会(2013年11月1日)において 入院医療等の調査・評価分科会報告

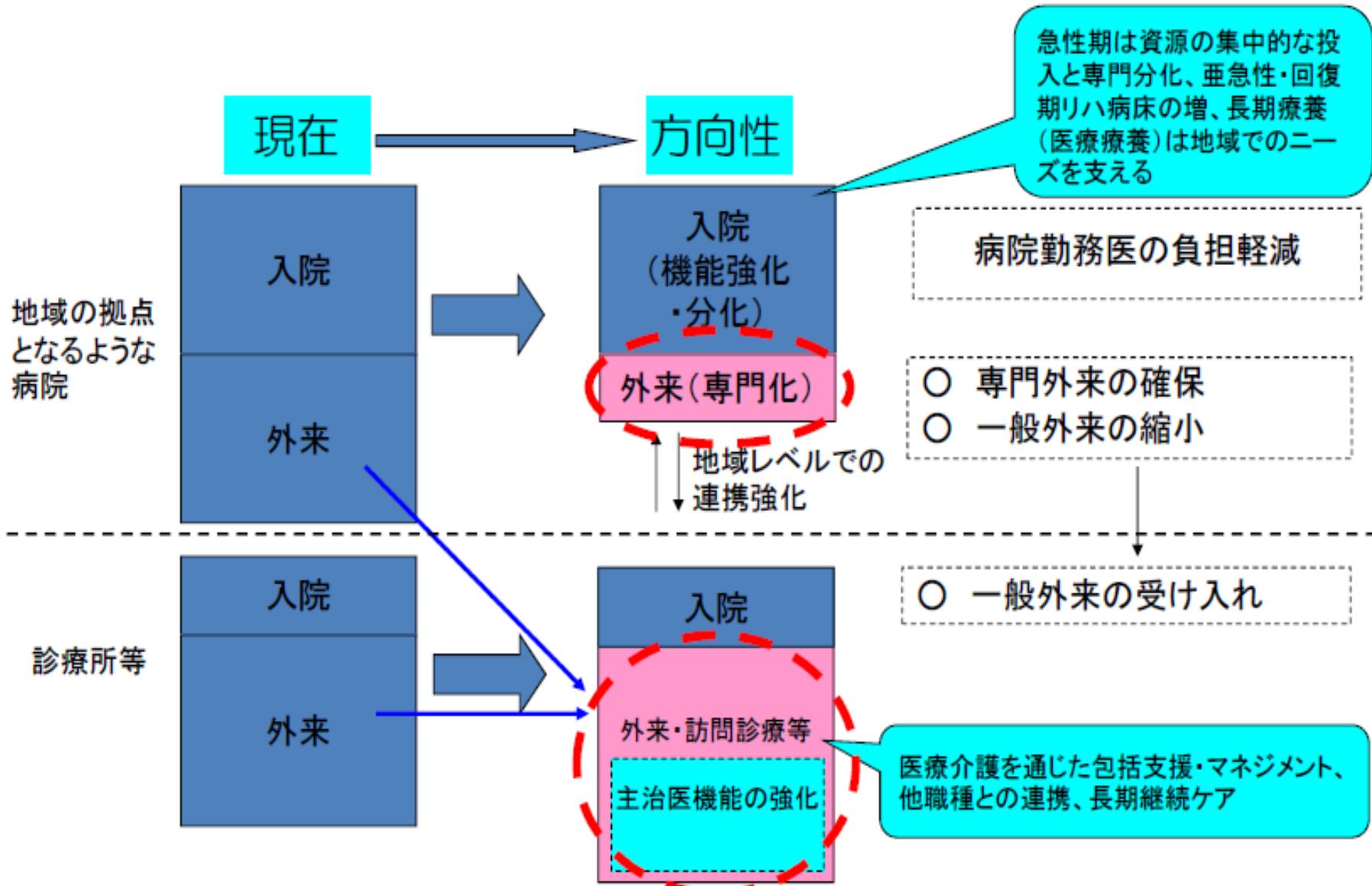


# 外来医療(その3) ＜主治医機能について＞

平成25年10月9日

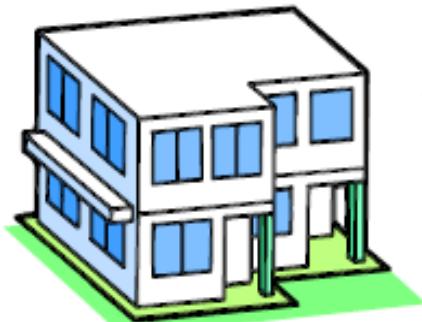
# 外来医療の役割分担のイメージ

(改) 中医協 総-3  
2 3 . 1 1 . 3 0



# 外来医療の機能分化と連携 (粗いイメージ図)

全人的かつ継続的な診療



患者がアクセスしやすい中小病院、診療所

- 複数の慢性疾患有する患者の対応
- 必要な時にいつでも連絡が取れ、適切な指示を出せる体制の確保
- 専門医や介護保険施設等への適切な紹介
- 継続的な服薬や健康管理等

紹介

逆紹介



専門的な診療



地域の拠点となるような病院



- 外来業務の負担軽減
- 専門外来の確保
- 一般外来の縮小

# 主治医機能の強化について

1. 対象医療機関と対象患者
2. 服薬管理
3. 健康管理
4. 介護保険制度の理解と連携
5. 在宅医療の提供および24時間の対応

## 主治医機能について① (対象医療機関と対象患者)

### 概要

- 外来の機能分化の更なる推進の観点から、診療所や中小病院の主治医機能を持った医師が、複数の慢性疾患を有する患者に対し、適切な専門医療機関等と連携することにより、継続的かつ全人的な医療を行う。

### 対象医療機関

- 外来の機能分化の観点から、主治医機能については、地域の拠点となる病院ではなく、**主としてアクセスしやすい診療所や中小病院が担うことが重要**であると考えられる。
- また、複数の慢性疾患を持つ患者に対して、主治医機能を持った医師が、それぞれの専門性を持った医療機関と連携しながら、一元的な管理を行うことが重要であると考えられる。

### 対象患者

- 複数の慢性疾患を有している患者は高齢者に多いが、それ以外の年齢層にも一定程度みられ、年齢に関わらず継続的かつ全的な医療を行うことが重要であると考えられる。
- また、**高血圧症、糖尿病、脂質異常症や認知症を有する患者**が増加することが見込まれ、これらの疾患を主病とする患者に対する対応が重要であると考えられる。

## 主治医機能の評価について

	地域包括診療料 1,503点(月1回)		地域包括診療加算 20点(1回につき)
	病院	診療所	診療所
包括範囲	<u>下記以外は包括</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(再診料の)時間外加算、休日加算、深夜加算及び小児科特例加算</li> <li>・地域連携小児夜間・休日診療料 診療情報提供料(Ⅱ)</li> <li>・在宅医療に係る点数(訪問診療料、在宅時医学総合管理料、特定施設入居時等医学総合管理料を除く。)</li> <li>・薬剤料(処方料、処方せん料を除く。)</li> <li>・患者の病状の急性増悪時に実施した検査、画像診断及び処置に係る費用のうち、所定点数が550点以上のもの</li> </ul>		<u>出来高</u>
対象疾患	高血圧症、糖尿病、脂質異常症、認知症の4疾病のうち2つ以上(疑いは除く。)		
対象医療機関	<b>診療所又は許可病床が200床未満の病院</b>		<b>診療所</b>
研修要件	担当医を決めること。関係団体主催の研修を修了していること。(経過措置1年)		
服薬管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該患者に院外処方を行う場合は24時間開局薬局であること 等</li> <li>・当該患者に院外処方を行う場合は24時間対応薬局等を原則とする 等</li> <li>・他の医療機関と連携の上、通院医療機関や処方薬をすべて管理し、カルテに記載する</li> <li>・院外処方を行う場合は当該薬局に通院医療機関リストを渡し、患者は受診時にお薬手帳を持参することとし、医師はお薬手帳のコピーをカルテに貼付する等を行う 等</li> <li>・当該患者について、当該医療機関で検査(院外に委託した場合を含む。)を行うこととし、その旨を院内に掲示する</li> <li>・当該点数を算定している場合は、7割投与の減算規定の対象外とする</li> </ul>		
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健診の受診勧奨、健康相談を行う旨の院内掲示、敷地内禁煙 等</li> </ul>		
介護保険制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険に係る相談を受ける旨を院内掲示し、主治医意見書の作成を行っていること。</li> <li>・下記のいずれか一つを満たす           <ul style="list-style-type: none"> <li>①居宅療養管理指導または短期入所療養介護等の提供</li> <li>②地域ケア会議に年1回以上出席</li> <li>③居宅介護支援事業所の指定</li> <li>④介護保険の生活期リハの提供</li> <li>⑤介護サービス事業所の併設</li> <li>⑥介護認定審査会に参加</li> <li>⑦所定の研修を受講</li> <li>⑧医師がケアマネージャーの資格を有している</li> <li>⑨(病院の場合)総合評価加算の届出又は介護支援連携認定申請</li> </ul> </li> </ul>		
在宅医療の提供および24時間の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療を行う旨の院内掲示、当該患者に対し24時間の対応を行っていること</li> <li>・下記の<b>すべて</b>を満たす           <ul style="list-style-type: none"> <li>①2次救急指定病院又は救急告示病院</li> <li>②地域包括ケア病棟入院料等の届出</li> <li>③在宅療養支援病院</li> <li>④時間外対応加算1の届出</li> <li>⑤常勤医師が3人以上在籍</li> <li>⑥在宅療養支援診療所</li> </ul> </li> <li>・下記の<b>うちいずれか1つ</b>を満たす           <ul style="list-style-type: none"> <li>①時間外対応加算1又は2の届出</li> <li>②常勤医師が3人以上在籍</li> <li>③在宅療養支援診療所</li> </ul> </li> </ul>		

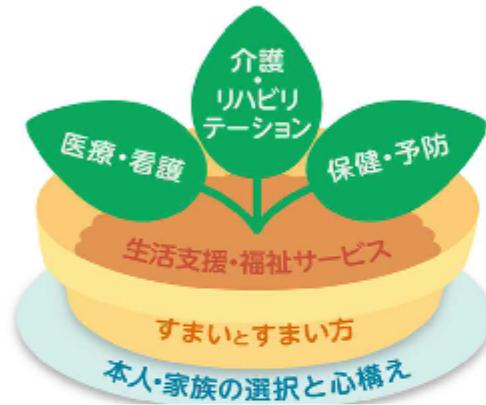
# パート4

## 地域包括ケアシステムと 在宅医療の強化



2月10日中医協答申

# 地域包括ケアシステム



# 2012年介護報酬改定の基本方針

- 1 地域包括ケアシステムの基盤評価
  - ①高齢者の自立支援に重点を置いた在宅・居住系サービス
  - ②要介護度が高い高齢者や医療ニーズの高齢者に対応した在宅・居住系サービスの提供
- 2 医療と介護の役割分担・連携強化
  - ①在宅生活時の医療機能の強化へ向けた、新サービスの創設及び訪問看護、リハビリステーションの充実並びに看取りへの退院強化
  - ②介護施設における医療ニーズへの対応
  - ③入退院時における医療機関と介護サービス事業者との連携促進
- 認知症にふさわしいサービスの提供
- 質の高い介護サービスの確保

## 社会保障・税一体改革成案による介護の将来像

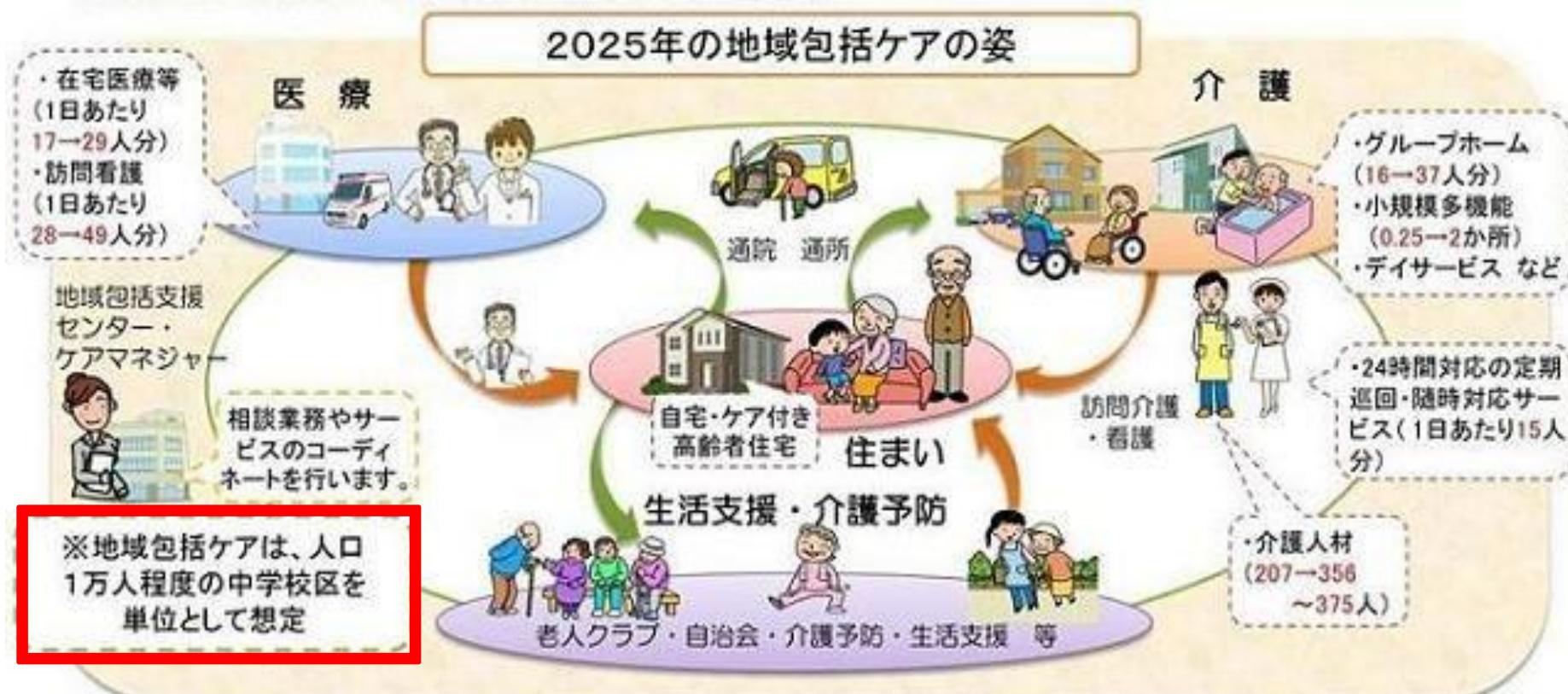
○住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアの実現により、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようになる。

### <改革の主な具体策>

- ・24時間対応の訪問サービス、グループホームや小規模多機能型サービスなどのサービスが充実。
- ・介護予防事業等により要介護状態になる高齢者が減少し、自立した高齢者の社会参加が活発になる。
- ・介護職員の待遇を改善し、キャリアパスを確立することにより、介護に必要な労働力が安定的に確保され、介護職員が誇りを持って仕事に取り組むことができる。



### 2025年の地域包括ケアの姿



※数字は、現状は2011年、目標は2025年のもので、人口1万人の場合

# 地域包括ケアシステムのサービスイメージ

## ②認知症患者へのサービス

### 複合型サービス

小規模多機能型居宅介護  
(訪問看護と組み合わせた  
複合型サービスを含む)  
グループホーム



## ⑤在宅療養支援病院



## 介護保険施設



## ①定期巡回・随時対応型 訪問介護看護



## ④在宅療養支援診療所



## ③サービス付高齢者向け住宅などの住まい

NPO,  
住民参加、企  
業、自治体など

# 地域包括ケアシステムを支える 3つの新規サービス

- ①定期巡回・隨時対応型訪問介護看護
  - 改正介護保険法(2011年6月)
- ②複合型サービス
  - 介護給付費分科会(2011年5月)
- ③サービス付高齢者向け住宅
  - 改正高齢者住まい法(2011年10月)

# ①定期巡回・隨時対応型 訪問介護看護

改正介護保険法(2011年6月)

# 地域包括ケアを支える新規サービス①(2012年4月より) 24時間対応の定期巡回・随時対応サービス

## 定期巡回の流れ



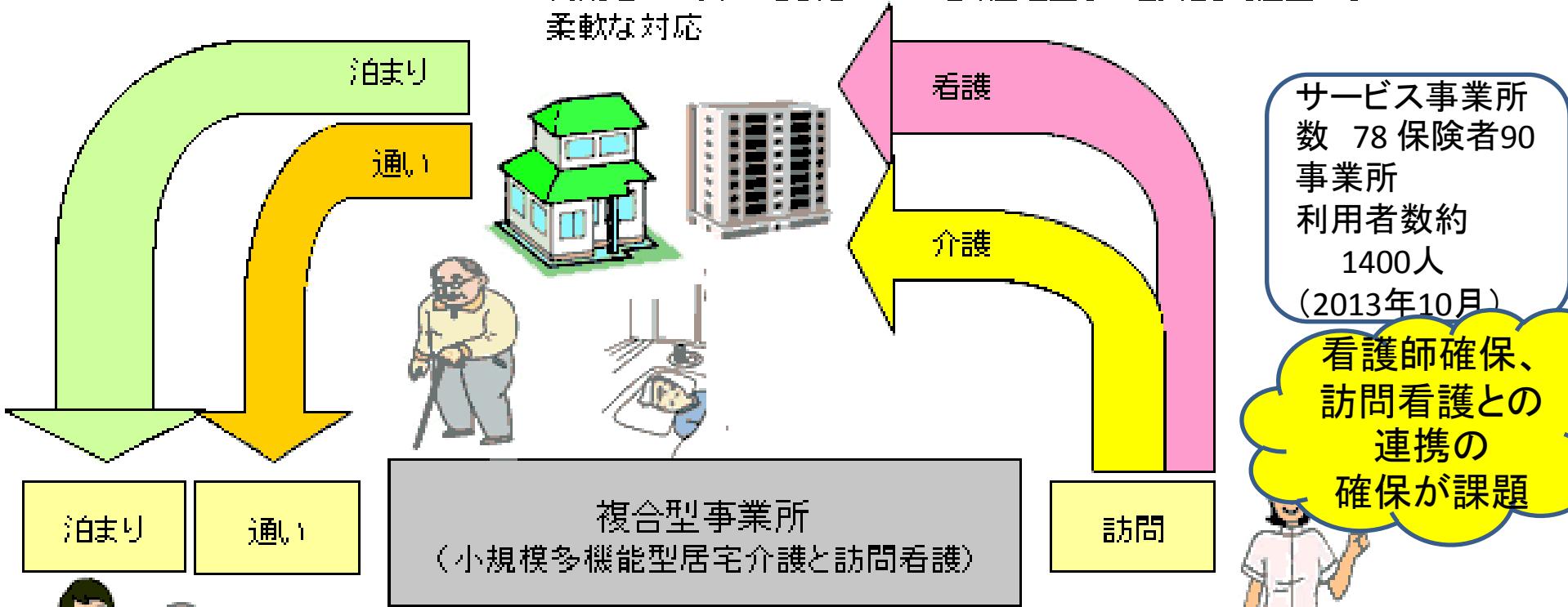
## ②複合型サービス

小規模多機能型居宅介護と  
訪問看護との組み合わせサービス  
介護給付費分科会(2011年5月)

# 地域包括ケアを支える新規サービス②(2011年5月) 認知症の人にやさしい複合型サービス

利用者ニーズに応じた  
柔軟な対応

※地域密着型サービスとして位置づけ



サービス事業所  
数 78 保険者90  
事業所  
利用者数約  
1400人  
(2013年10月)

看護師確保、  
訪問看護との  
連携の  
確保が課題



○要介護度が高く、医療ニーズの高い高齢者に対応するため、小規模多機能型居宅介護サービスに加え、必要に応じて訪問看護を提供できる仕組みとする。

○別々に指定したサービスを提供するよりも、小規模多機能型居宅介護事業所に配置されたケアマネージャーによるサービスの一元管理により、利用者のニーズに応じた柔軟なサービス提供が可能。

○事業者にとっても、柔軟な人員配置が可能

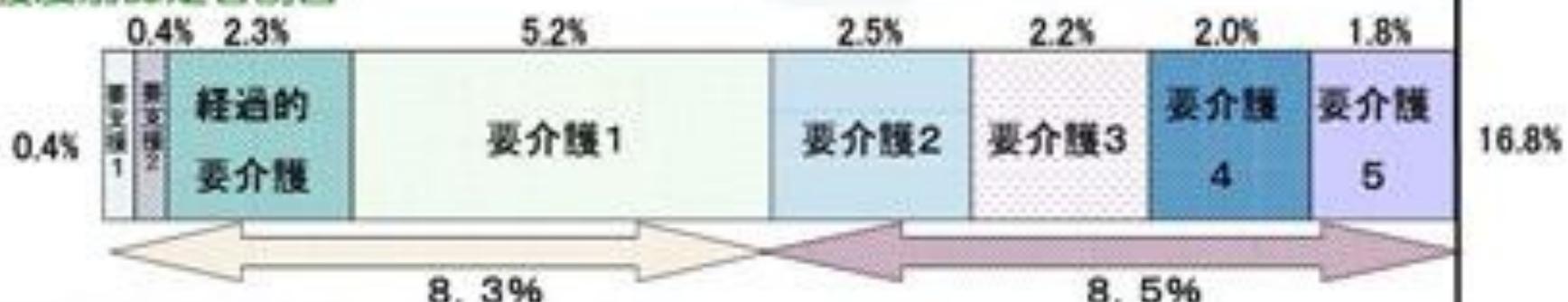


### ③サービス付高齢者向け住宅

改正高齢者住まい法(2011年10月)

# 各国の介護施設・介護付高齢者住宅の割合

## ○要介護度別認定者割合



## ○各国の高齢者の居住状況（定員の比率）（全高齢者における介護施設・高齢者住宅等の定員数の割合）

日本 (2005)

2020年までに3~5%へ  
「住生活基本計画(H23.3)」

介護保険3施設等  
(0.9%) (3.5%)

スウェーデン (2005)

サービスハウス等  
(2.3%) ナーシングホーム等  
(4.2%) グループホーム等

デンマーク (2006)

プライエボーリ・エルダボーリ等  
(8.1%) プライエム等  
(2.5%)

英国 (2001)

シェルタードハウジング  
(8.0%) ケアホーム  
(3.7%)

米国 (2000)

アシステッドリビング等  
(2.2%) ナーシング・ホーム  
(4.0%)

# デンマークにおける高齢者施設・住宅整備の推移

出典：医療経済研究機構 2007 『諸外国における介護施設の機能分化等に関する調査報告書』

1970年代 プライエム(わが国の特別養護老人ホームに相当)を大規模化し、施設数も増加の一途を辿ったものの、待機者が常に存在し、財政負担は大きなものとなっていた。

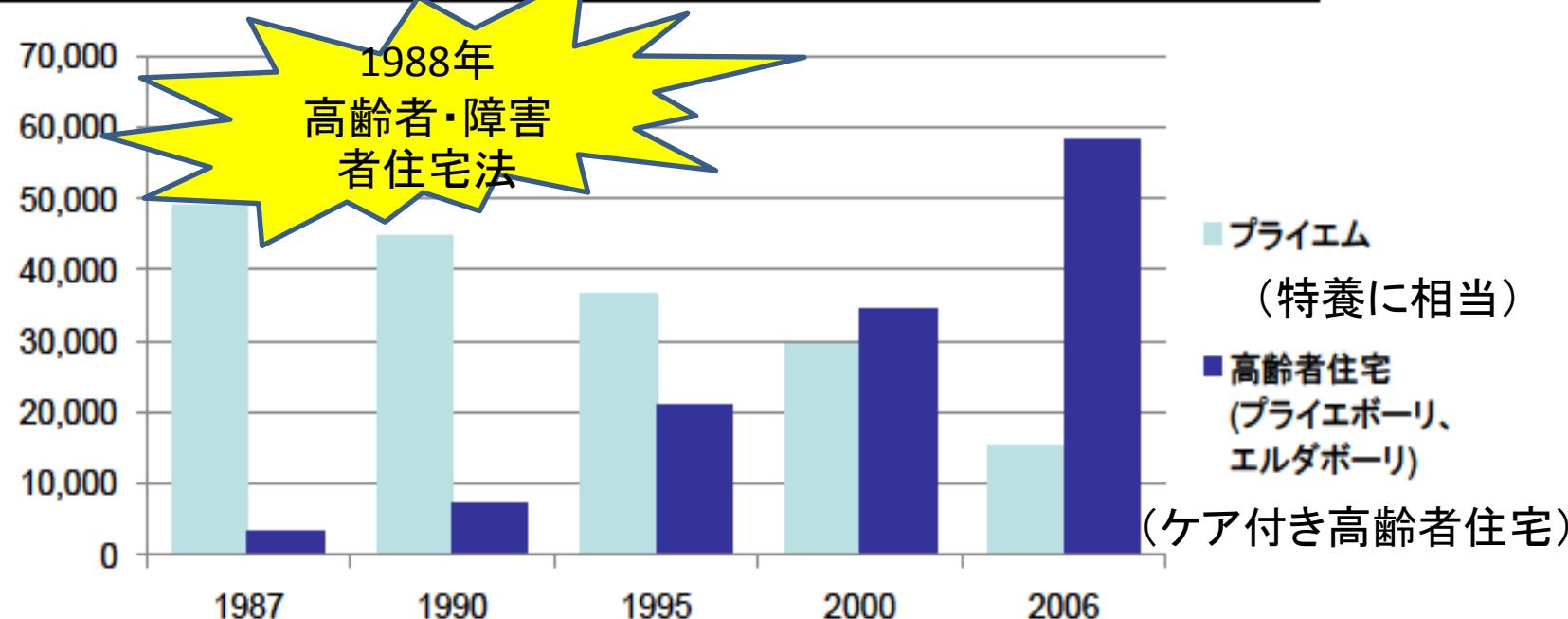
1981年 施設の問題について、居住機能とケア機能の分離の必要性を強調(高齢者政策委員会報告)

1982年 高齢者三原則  
〔高齢者政策委員会報告〕

- これまで暮らしてきた生活と断絶せず、継続性をもって暮らす(継続性)
- 高齢者自身の自己決定を尊重し、周りはこれを支える(自己決定)
- 今ある能力に着目して自立を支援する(残存能力の活性化)

1988年 **高齢者・障害者住宅法の成立 (高齢者住宅の整備、プライエム新規建設の凍結)**

以後、プライエムを改修し、床面積が2倍程度の高齢者住宅へ転用する等の取り組みが進められている



# サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の概要

高齢者の居住の安定確保に関する法律(改正法:公布 H23.4.28／施行H23.10.20)

登録戸数:82,809戸  
(平成24年11月30日現在)

## 1. 登録基準 (※有料老人ホームも登録可)

《ハード》 ・床面積は原則25m<sup>2</sup>以上    ・構造・設備が一定の基準を満たすこと  
・バリアフリー(廊下幅、段差解消、手すり設置)

《サービス》 ・サービスを提供すること (少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供)  
[サービスの例:食事の提供、清掃・洗濯等の家事援助 等]

《契約内容》 ・長期入院を理由に事業者から一方的に解約できないなど、居住の安定が図られた契約であること  
・敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと  
・前払金に関して入居者保護が図られていること (初期償却の制限、工事完了前の受領禁止、保全措置・返還ルールの明示の義務付け)

## 2. 登録事業者の義務

- ・契約締結前に、サービス内容や費用について書面を交付して説明すること
- ・登録事項の情報開示
- ・誤解を招くような広告の禁止
- ・契約に従ってサービスを提供すること

24時間対応の訪問看護・介護  
「定期巡回随時対応サービス」の活用  
—介護保険法改正により創設

## 3. 行政による指導監督

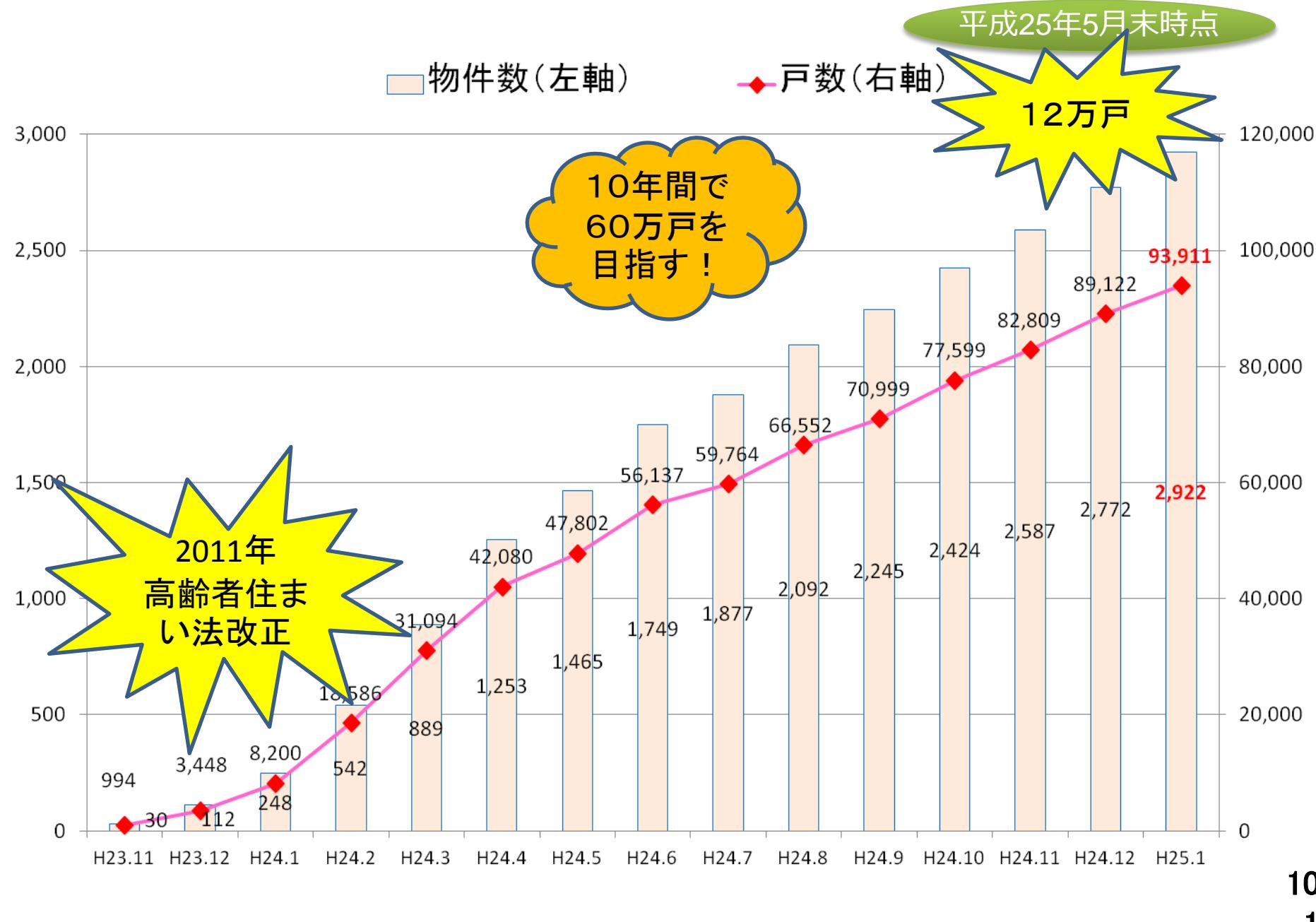
- ・報告徴収、事務所や登録住宅への立入検査
- ・業務に関する是正指示
- ・指示違反、登録基準不適合の場合の登録取消し

サービス付き高齢者向け住宅に関する制度の詳細はこちらをご覧ください。

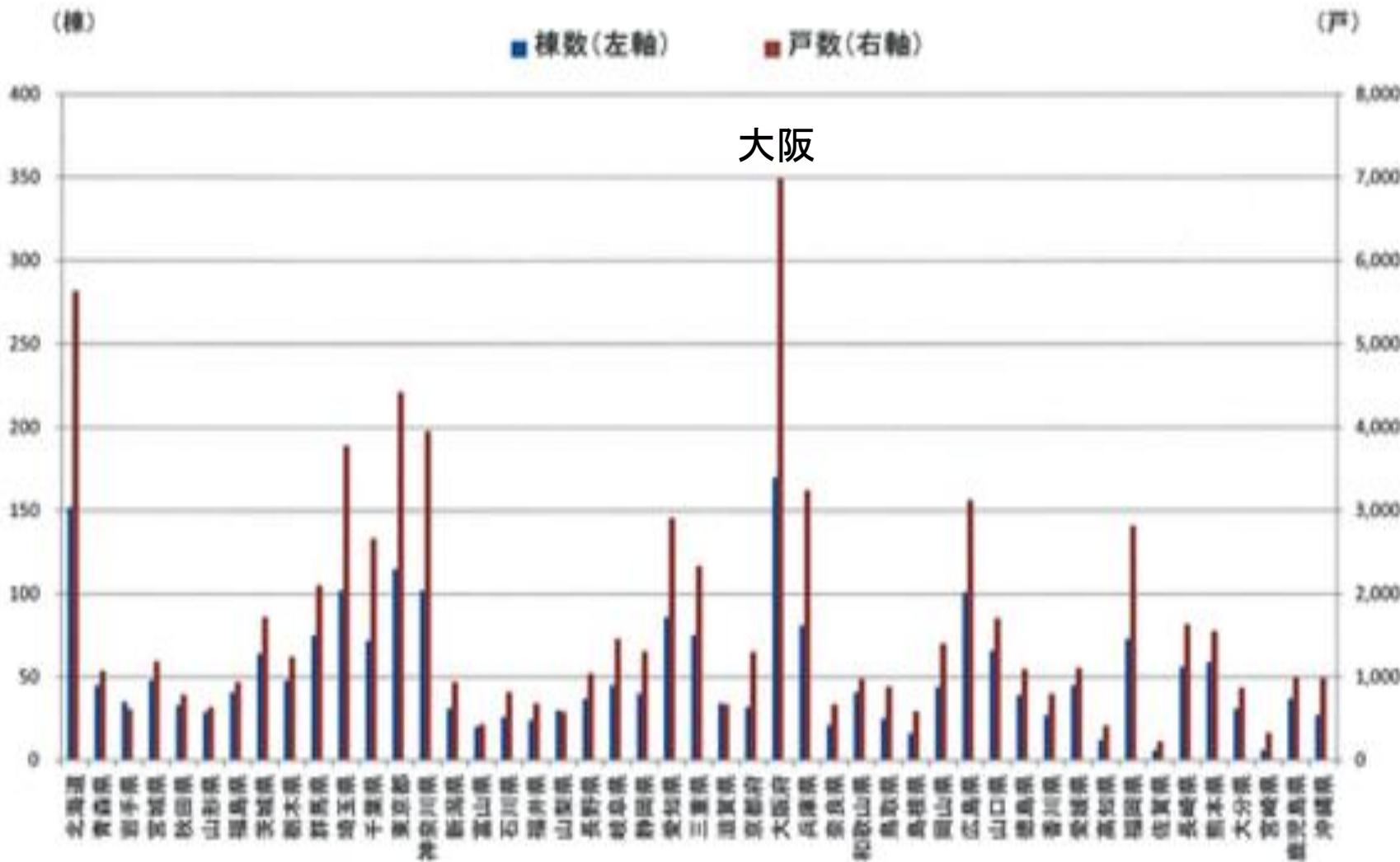
<http://www.satsuki-jutaku.jp/system.html>



# サービス付き高齢者向け住宅の登録状況の推移



# サービス付き高齢者向け住宅の都道府県別登録状況(H24.10末時点)



# サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者

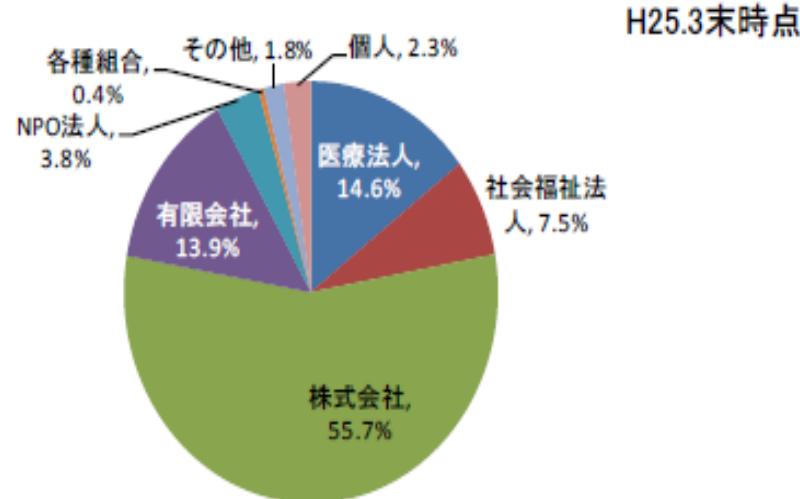
- 法人等種別では、株式会社(55.7%)、医療法人(14.6%)、有限会社(13.9%)、社会福祉法人(7.5%)で全体の9割を占める。
- 主な業種としては、介護系事業者が6割強を占め、次いで医療系事業者(16.1%)、不動産業者(8.7%)となっている。

## ■法人等種別

有効回答数:3,142件

	実数	割合
医療法人	459	14.6%
社会福祉法人	236	7.5%
株式会社	1,749	55.7%
有限会社	437	13.9%
NPO法人	119	3.8%
各種組合	14	0.4%
その他	55	1.8%
個人	73	2.3%

※その他は、一般社団法人、合同会社等。

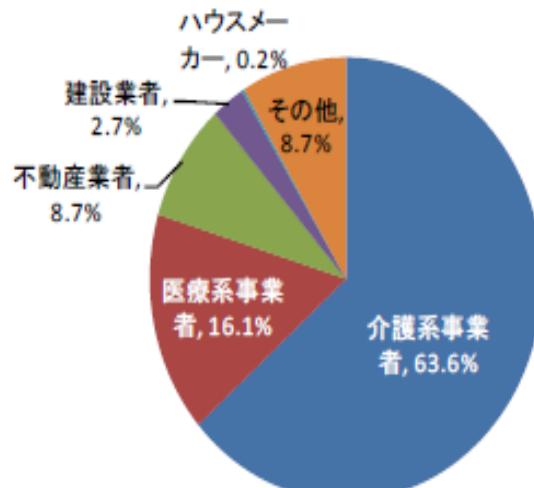


## ■主な業種

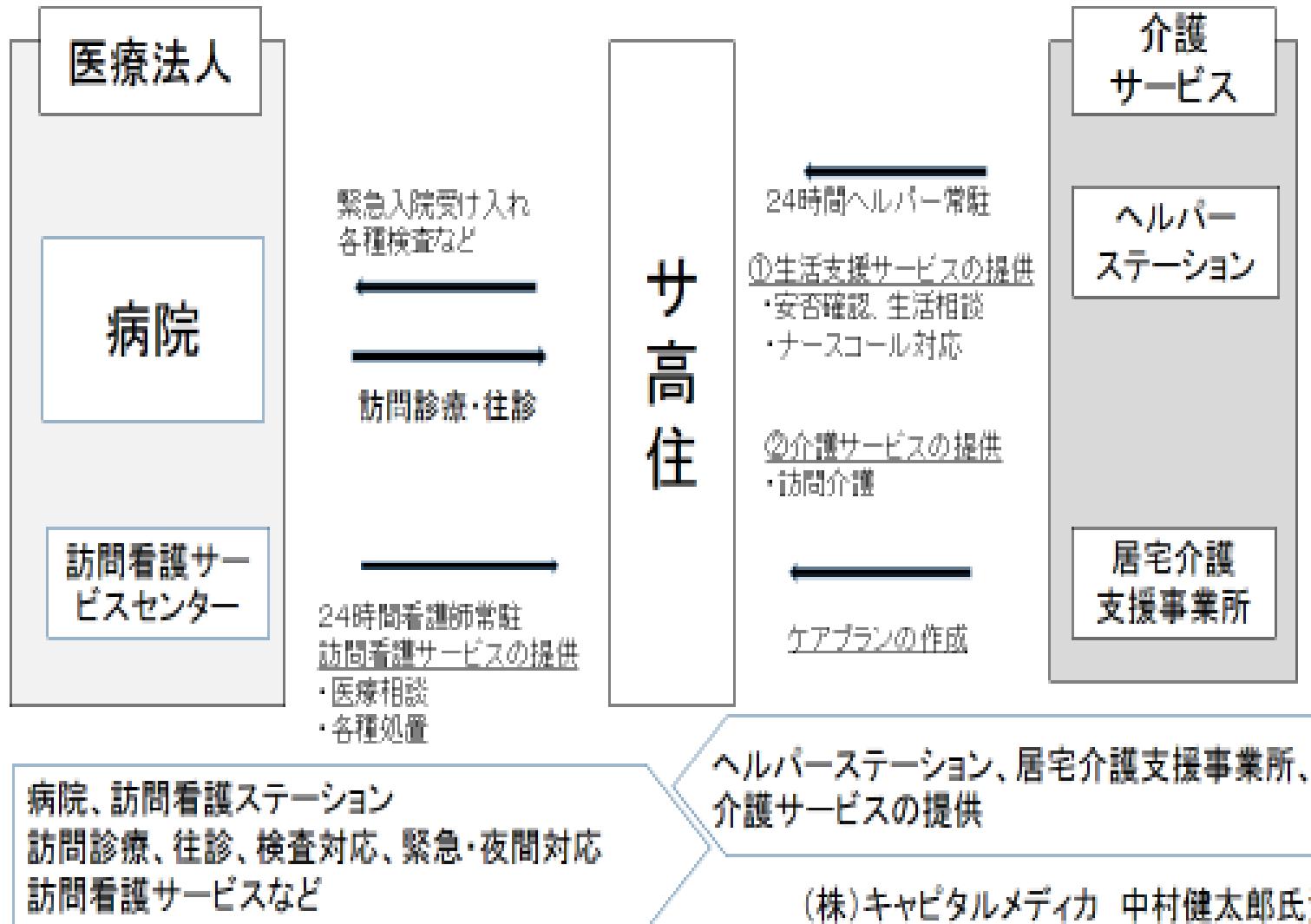
有効回答数:3,069件

	実数	割合
介護系事業者	1,951	63.6%
医療系事業者	495	16.1%
不動産業者	267	8.7%
建設業者	83	2.7%
ハウスメーカー	7	0.2%
その他	266	8.7%

※その他は、警備会社、農協・生協、電気設備会社等。



# 医療系サ高住の運営体制の例

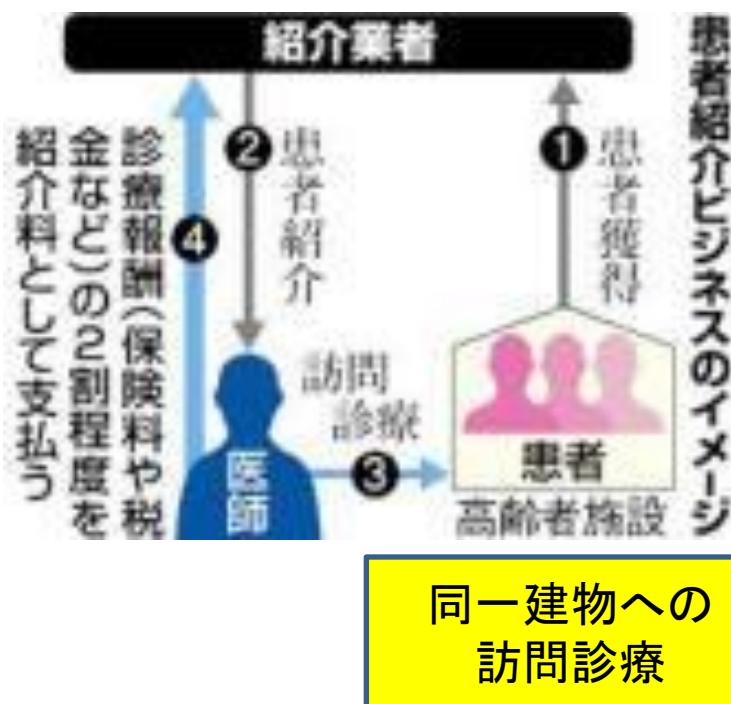


# 2014年診療報酬改定

強化型在宅療養支援病院・診療所の  
要件の厳格化と同一建物減算

# 患者紹介ビジネス

- 朝日新聞の2日連続トップ記事(2013年8月)



患者紹介ビジネス  
が問題となった！

## 在宅医療における患者紹介等の不適切な事例

### 患者の選択を制限するおそれがあると考えられる事例

- 高齢者用施設を新設するにあたり、特定の医師に入所者を優先的に紹介することの見返りとして、診療報酬の20%のキックバックを要求しているもの。



診療報酬を用いた経済的誘因により、診療の独占契約を結んでいるおそれがある

### 過剰な診療を惹起するおそれがあると考えられる事例

- 診療所の開設者の親族が経営する高齢者用施設の入居者約300名のみを対象に訪問診療を行っているもの。  
(一日当たりの訪問患者数36.9人、一人当たりの平均訪問診療時間 5分22秒～10分、一ヶ月当たりの訪問診療回数 ほとんど4～5回／月)



患者の選択を制限しているおそれがあることに加え、過剰な診療を行っている可能性がある。

#### 算定例

<例>強化型在支診・病院(病床有)が、集合住宅に月2回訪問診療を行った場合

$$\begin{array}{rcl} \text{訪問診療料} & 200\text{点} & \times 2\text{回} \\ \text{在宅時医学総合管理料} & 5,000\text{点} & \times 1\text{回} \end{array} = 5,400\text{点} + \text{処置料等}$$

(参考)<特定施設等の場合>

$$\begin{array}{rcl} \text{訪問診療料} & 400\text{点} & \times 2\text{回} \\ \text{特定施設入居時等医学総合管理料} & 3,600\text{点} & \times 1\text{回} \end{array} = 4,400\text{点} + \text{処置料等}$$

(注)厚生労働省保険局医療課事務連絡(平成23年2月15日)に基づき、各地方厚生(支)局から報告された事例であり、一般的な状況を示すものではない。

出典:保険局医療課調べ 34

# 在宅医療を担う医療機関の確保と質の高い在宅医療③

## 在宅医療の適正化①

在宅医療を担う医療機関の量的確保とともに、質の高い在宅医療を提供していくために、保険診療の運用上、不適切と考えられる事例への対策を進める。

- 在宅時医学総合管理料(在総管)、特定施設入居時等医学総合管理料(特医総管)について、同一建物における複数訪問時の点数を新設し、評価を適正化とともに、在支診・病以外の評価を引き上げる。

区分	機能強化型在支診・病				在支診・病		それ以外	
	病床有		病床無		—		—	
病床								
処方せん	処方せん有	処方せん無	処方せん有	処方せん無	処方せん有	処方せん無	処方せん有	処方せん無
在総管	5,000点	5,300点	4,600点	4,900点	4,200点	4,500点	2,200点	2,500点
特医総管	3,600点	3,900点	3,300点	3,600点	3,000点	3,300点	1,500点	1,800点




区分	機能強化型在支診・病				在支診・病		それ以外	
	病床有		病床無		—		—	
病床								
処方せん	処方せん有	処方せん無	処方せん有	処方せん無	処方せん有	処方せん無	処方せん有	処方せん無
在総管	同一 同一以外	1,200点 5,000点	1,500点 5,300点	1,100点 4,600点	1,400点 4,900点	1,000点 4,200点	1,300点 4,500点	760点 3,150点
特医総管	同一 同一以外	870点 3,600点	1,170点 3,900点	800点 3,300点	1,100点 3,600点	720点 3,000点	1,020点 3,300点	540点 2,250点
								1060点 3,450点

# 同一建物減算の除外条件

## [算定要件]

- ① 同一建物の場合の訪問診療料(在総管、特医総管)を算定した場合は、訪問診療を行った日における、当該医師の在宅患者診療時間、診療場所及び診療人数等について記録し、診療報酬明細書に添付すること。
- ② 訪問診療を行うことについて、患者の同意を得ること。
- ③ 訪問診療が必要な理由を記載すること。
- ④ 同一建物の複数訪問であっても、下記の患者については、患者数としてカウントを行わない。
  - 1)往診を実施した患者
  - 2)末期の悪性腫瘍の患者と診断された後、訪問診療を行い始めた日から60日以内の間
  - 3)死亡日からさかのぼって30日以内の患者
- ⑤ 特定施設、グループホーム等においては、同一建物で同一日に算定する患者のカウントについて、医療機関単位でなく医師単位(ただし、医師3人までに限る。)とする。

次期2016年改定へ向けて

中医協答申付帯意見の検証

## 答申附帯意見に関する事項の検討

答申附帯意見		検討の場
1	初再診料、時間外対応加算等について、歯科を含めて、引き続き検討すること。また、主治医機能の評価(地域包括診療料・地域包括診療加算)の影響、大病院の紹介率・逆紹介率や長期処方の状況等を調査・検証し、外来医療の機能分化・連携の推進について引き続き検討すること。	検証部会
2	入院医療の機能分化・連携の推進について、次に掲げる事項等の影響を調査・検証し、病床機能報告制度等も踏まえ、引き続き検討すること。 (1) 一般病棟入院基本料(7対1、10対1の特定除外制度、「重症度、医療・看護必要度」、短期滞在手術等基本料等)の見直し (2) 特定集中治療室管理料の見直し (3) 総合入院体制加算の見直し (4) 有床診療所入院基本料の見直し (5) 地域包括ケア病棟入院料の創設	入院医療等の調査・評価分科会
3	医療を提供しているが医療資源の少ない地域に配慮した評価の影響を調査・検証し、その在り方を引き続き検討すること。	入院医療等の調査・評価分科会
4	療養病棟、障害者病棟、特殊疾患病棟等における長期入院も含めた慢性期入院医療の在り方について検討オスニト	入院医療等の調査・評価分科会
5	在宅医療の適切な推進と介護保険との連携について、次に掲げる事項等を調査・検証し、在宅自己注射指導管理料の在り方、在宅医療を主に行う保険医療機関の外来医療の在り方等を引き続き検討すること。 (1) 機能強化型在宅療養支援診療所等の評価見直しの影響 (2) 在宅不適切事例の適正化の影響 (3) 歯科訪問診療の診療時間等 (4) 機能強化型訪問看護ステーションの実態 (5) 在宅における薬剤や衛生材料等の供給体制	検証部会 療養病棟、 障害者病棟、 特殊疾患病 棟の見直し
6	適切な向精神薬使用の推進を含め、精神医療の実態を調査・検証し、精神医療の推進について引き続き検討すること。	検証部会
7	救急医療管理加算の見直し、廃用症候群に対するリハビリテーションの適正化、リハビリテーションの推進等の影響、維持期リハビリテーションの介護サービスへの移行の状況、胃瘻の造設の状況等について調査・検証し、それらの在り方を引き続き検討すること。	検証部会
8	新薬創出・適応外薬解消等促進加算について、真に医療の質の向上に貢献する医薬品の国内研究・開発状況や財政影響を確認・検証するとともに、当該加算の対象品目の在り方等現行方式の見直しについても検討すること。また、長期収載品や後発医薬品の薬価の在り方について引き続き検討すること。	薬価専門部会

# 中央社会保険医療協議会の関連組織



# 2025年へのロードマップ

## ～医療計画と医療連携最前線～

- 武藤正樹著
- 医学通信社
- A5判 220頁、2600円
- 地域包括ケア、医療計画、診療報酬改定と連携、2025年へ向けての医療・介護トピックスetc
- 2013年4月発刊



これは  
良く分  
かる



日野原先生にもお読みいただいています。

# まとめと提言

- ・2025年へむけて、病床機能分化へむけて病床機能情報報告制度と地域医療ビジョン、新基金が動き出す。
- ・2014年診療報酬改定の最大の課題は、病床の機能分化とくに増えすぎた7対1削減とその受け皿としての亜急性期病棟「地域包括ケア病棟」の創設
- ・地域包括ケアシステムへの関与が病院経営にとっても、重要課題
- ・同一建物減算を機に在宅医療の質評価を！

# ご清聴ありがとうございました



フェースブックで「お友達募集」をしています

国際医療福祉大学クリニック <http://www.iuhw.ac.jp/clinic/>  
で月・木外来をしております。患者さんをご紹介ください

本日の講演資料は武藤正樹のウェブサイトに公開しております。ご覧ください。

武藤正樹

検索



クリック

ご質問お問い合わせは以下のメールアドレスで  
[gt2m-mtu@asahi-net.or.jp](mailto:gt2m-mtu@asahi-net.or.jp)